西東京市食育推進計画 (素案)

平成 年 月

西東京市

< 目 次 >

1.食育推進計画とは	
1-1 計画の趣旨 1-2 計画の位置づけ 1-3 計画の期間 1-4 計画の推進体制 コラム ちょっと一息 「引き続き育んでいきたい、地域の	3 3
2.食育をめぐる現状と課題	9
コラム ちょっと一息 「フードマイレージなど、食による環境負荷で	を減らす取組」1 6
3.将来像の基本的な考え方	17
3-1 国の食育推進基本計画について	19 19 20 21
4.施策の内容	27
4-1 食の自立と健康的な生活を実践する取組の推進4-2 農の理解を通じた食を大切にする心の育成4-3 人と人とのつながりによる広がりある食育の推進 …コラム ちょっと一息 「小学校を拠点とする、子どもと保護者に対す	38
5.重点事業	47
5-1 重点事業の位置づけ5-2 重点事業のコンセプト5-3 6つの重点事業5-3 「健康的な食生活習慣への一歩」.	48
6.計画の推進	57
6-1 計画の進捗の把握・評価6-2 食育推進の指標と目標値	59

資料編		63
資料1	計画の策定経過	
資料2	食育ニュース	69
資料3	市民まつりブース出展報告	8 1
資料4	団体ヒアリング結果概要	83
資料5	用語解説	89
資料6	食育基本法	94



計画を策定する背景と位置づけについて示します。

1.食育推進計画とは

1-1 計画の趣旨

▶計画を通じ、健全な食生活を実践できる人間を育むことを目指します。

1「食育」とは

食は、生きる上での基礎となるものであり、食育とは、さまざまな学習や体験などの経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることです。

2 計画策定の背景

近年、社会経済情勢の変化やライフスタイルの多様化に伴い、私たちの食を取り 巻く環境は大きく変化しています。このような食の環境の変化によって、健全な食 生活の喪失、食習慣の乱れ、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向や拒食、家 庭での食育機能の低下、食の海外への依存、食の安全に関する問題の発生等が生じ ており、食は社会全体の問題となっています。一方、健康志向に伴う伝統的な食や 安全な食への関心は高く、食育を重視する傾向が見受けられます。

このような状況に対し、栄養のバランスや量に関する知識、規則的な食習慣の習得、安全な食を選択する知識、食を大切にする心の醸成、伝統的な食文化の再評価など、私たちが失いつつある「食」について、改めて学び、体験することによって、「食」と暮らしを見つめ直すことが必要です。

3 国や東京都の動き

国は、平成17年7月に「食育基本法」を施行するとともに、平成18年3月に「食育推進基本計画」を策定し、「国および地方公共団体をはじめ、関係者が創意と工夫を凝らしつつ食育を展開し、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指す。」としています。

東京都は、平成18年9月に「東京都食育推進計画」を策定し、その中で、食育を「健全な食生活習慣を培うとともに、食への感謝の心を養い、これらの営みを通じて、健康的な心身と豊かな人間性を育み、生きる基礎を形づくる全人格的な取組」と定め、食のサービス、人材、情報を活用した食育を推進することとしています。

4 西東京市の動き

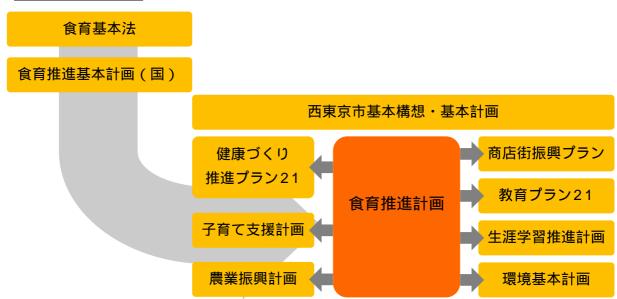
生涯にわたり、健全な心身と豊かな人間性を育むためには、市民一人ひとり、市民活動団体、事業者、市が「食育」の意義や必要性を理解し、「食」に関する正確な知識や判断力を身につけていくことが重要です。西東京市(以下「本市」という。)は、市民に最も身近な基礎的自治体として、市民、市民活動団体、事業者、市が相互に連携し、地域の特性を踏まえた「食育」を推進するために、西東京市食育推進計画を策定するものです。

1-2 計画の位置づけ

▶ 上位計画である総合計画や関連する個別計画との整合を図り、各主体が力を発揮する取組を示します。

本計画は、食育基本法第18条「市町村食育推進計画」に基づく計画であり、上位計画である「西東京市基本構想・基本計画」、健康、子育て、農業、商業振興、教育、生涯学習、環境等の関連計画との整合性を図り、策定しています。

計画の位置づけ



1-3 計画の期間

▶平成21年度から平成25年度までの5年とします。

本計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年とし、平成24年度に総合的な評価を行った上で、見直しを行います。

1-4 計画の推進体制

市は、市民、ボランティア・NPO等市民活動団体、民間事業者が行うそれぞれの特性を活かした食育への取組や相互の連携を支援します。

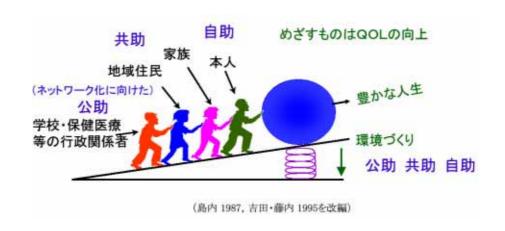
1 計画推進の視点

本計画は、市民、ボランティア・NPO等市民活動団体、民間事業者、市等(以下「食育の主体」という。)が、食育への関心を「育む」とともに、行動化、あるいは行動に変容を生じ、それらが将来にわたり持続していく、「創り」「発展していく」ことに重点を置きます。

本計画に基づき、食育の主体が、自らの意思で食育に取り組み、相互に連携を図ることによって、取組の成果が統合され、食育の輪が広がることを目指します。

2 計画推進のあり方

計画を推進する上で、ヘルスプロモーションの考え方を援用し、食育について、 親と子、友人や仲間、職場の同僚といった身近な関係の中で、相互に働きかけあう ことで生まれた動きが、次第に有機的に結びついていくことが望まれます。



出典) ヘルスプロモーション研究センター (http://www.healthpromotion.jp/)

3 食育の主体の役割

食育の取組は、食育の主体それぞれが自らに期待される役割を認識し、相互に連携を図りながら取り組むことが重要です。

主体	役割
市民 西東京市で暮らし、働き、学ぶ人	 ・家庭や地域との関わり、関連団体等の活動など、食のコミュニケーション機会を通じて、市民一人ひとりが、望ましい食習慣を身につけていきます。 ・食事・運動・睡眠等の生活習慣を見直して改善し、健康を保ちます。 ・家族や地域ぐるみで楽しく一緒に食事づくりをしたり、プランターや庭で野菜づくりをしたり、子どもの食をめぐる体験の機会を増やします。 ・農家の直売所での野菜購入・農家との会話、スーパーでの西東京市産の野菜購入等、地元生産物を積極的に消費し、食や農を通した地域社会との関わりを増やします。
市民活動団体 市内を活動の場とするNPO・市民グループ等 ボランティア 自治会等の地域の 関連団体	 ・市民活動団体の特性である先駆性、専門性、機敏性、地域性等を活かし、地域の多様なニーズに対応した食育活動を行います。 ・個々の活動を組織化し、地域の中で発展させます。 ・他の民間団体や事業者、市が行う取組に、積極的に参加・協力します。 ・関連する民間団体等と連携し、活動の充実、発展を図ります。 ・地域に密着した特性を活かし、調査、情報収集活動を行います。 ・市民、事業者への意識啓発や、市への提言活動等を行います。
食と健康に関する 専門家 (医療等専門機関)	・医療機関等においては、市民に身近な健康の専門家として、疾病の予防や健康づくりに関する情報等を市民に提供するとともに、 栄養相談・健康相談等に応じ、日常生活における食習慣の改善を 通じた健康づくりを総合的に支援します。
民間事業者 食の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・民間事業者は、食育に関心のない人も含めて多くの市民との接点をもつ強みを活かします。 ・食の生産・加工等の民間事業者においては、消費者が見学・体験・交流できる機会を積極的に設けます。 ・栄養成分や産地を表示したり、食の安全確保に取り組んでいることを積極的に消費者に伝えます。 ・農産物の調理レシピを提供したり、消費者が適切な食品を選択できる情報を提供します。

主体	役割
市	・庁内の関連部門による食育推進の取組、及び分野横断的な連携を
市役所	進めます。
	母子保健 ・乳幼児期の子どもに対し、食生活と健康への関心を高め、正しい知識を習得する機会を提供します。 ・乳幼児期の保護者に食育情報を提供するとともに、よりよい生活習慣について実践を促します。
	保育部門 ・乳幼児期の子どもに対し、食生活と健康への関心を高め、正しい知識を習得する機会を提供します。 ・乳幼児期の保護者に食育情報を提供するとともに、よりよい生活習慣について実践を促します。
	学校教育 ・学齢期・思春期の児童・生徒本人と保護者の相 部門 談に応じ、家族単位の実践についての必要な情報 を提供することで、心身の健康的な成長を支えま す。
	・栄養バランス・食事量の理解や、素材の味を生かすことでの味覚の形成を促す給食を提供します。 ・地場産農産物を給食に使用します。 ・農業体験を通じた、食への理解と人との交流を促進します。
	成人保健 ・食に関する知識と食を選択する力を習得し、生 部門 涯にわたり健全な食生活を実践できる取組を実施 します。
	福祉部門 ・高齢者に対し、介護サービス事業者や配食サービス事業者と連携し、食育を推進します。
	産業振興 ・農業体験の場を提供します。 部門 ・地場産農産物の流通促進を図ります。 ・農業の振興を図ります。
	環境部門 ・環境保全の観点から地産地消の取組を進めます。
	・他の主体の食育の取組を促進するため、情報提供や活動の支援を行います。
	・食の安全確保の対策や職場における食育活動など、市域を越えた 広域的な取組を必要とする領域について、国、東京都(多摩小平
	保健所)や近隣自治体との適切な連携・調整を図ります。

西東京市 連携 市民一人ひとり 市民活動団体 食と健康に 民間事業者 市民ニーズや地域 自らの食生活や健 食の生産・加工等 関する専門家 性を踏まえた先駆 康状態への関心 の民間事業者によ (医療等専門機関) 的な食育の取組 健康的な食生活の る、体験や交流の 疾病予防や健康づ 食育に関わる民間 実践と、食文化の 場の提供 くり、栄養相談・ 相互のネットワー 地産地消や、食の 習得と伝承 健康相談等による ク・協力体制づく 食や農を通した地 安全、環境に調和 健康増進の支援 域社会との関わり した食への取組の IJ 食育に関わる調 家族や地域ぐるみ 検討および積極的 查、情報収集活動 の食を通じたコミ 導入 ュニケーション 各種食育の取組へ の参加・協力 連携 連携 連携 連携 市(行政)

市民に対する様々な主体による食の取組の総合的な情報提供 他の主体の食育の取組を促進するための、情報提供や活動の支援 庁内の関連部門による食育推進の取組、及び分野横断的な連携



国、東京都(多摩小平保健所)、近隣自治体

コラム ちょっと一息 「引き続き育んでいきたい、地域の取組み」

現在、市内の身近な場所で、様々な主体が、こんな食育に取り組んでいます。

子ども料理体験教室「ふれーずシェフ」 ワーカーズ・コレクティブちろりん村

活動内容 地域の子育て支援の一環として、子ども料理体験教室を月 1 回開催しています

収穫から調理までの一体的な食体験や、地域の大人との 食の共同作業体験の機会が減っています。幼児の保護者を 中心に、子どもに調理体験をさせたいというニーズが寄せ られています。今後は、食育意識の向上を目指し、子ども の料理検定や母親を対象としたプログラムの実施や、子ど もの調理のサポートを行うスタッフの確保が必要と考えて います。



手づくり弁当の配食サービス

企業組合ワーカーズ・コレクティブ結女

活動内容 安全な食材を活用した手作り弁当の宅配サ ービスや安否確認に取り組んでいます

高齢になって住み慣れた地域で暮らしつづけるために、おいしく安心して食べられる食を提供しています。安全な食材の利用や、地場野菜の栽培や使用を重視しています。今後、地元で栽培協力のできる農家の開拓や配送スタッフの確保、利用者の不在時に安否確認を近隣でサポートするシステムなどが必要と考えています。





体験農園トミー倶楽部他

活動内容

農家の作付計画書にそって契約者が農作業 を行う体験農園の運営と農にまつわる地域 活動を行っています

農地が存続するための仕組みとして、農作業を市民と農家で担う体験農園をはじめました。最長5年、年間4万円で農家と契約を結んで利用します。100区画は全て契約ずみの状態です。今後は、事業PRや運営支援による良質な体験農園をふやしたいと考えています。







西東京市の食育をめぐる現状と課題について示します。

2.食育をめぐる現状と課題

市内の食育をめぐる現状と課題を示します。

30代男性では、3割が朝食を欠食している

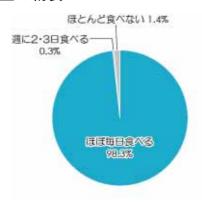
近年、朝食の欠食に代表されるような、朝・昼・晩の規則的な食事をしない、いわゆる不規則な食事が、子どもも含めて目立つようになってきたといわれています。朝食は、一日の活動を始めるための大事なエネルギーと栄養素をとる大切なものです。朝食の欠食は、肥満や生活習慣病の発症を助長するなど問題点が多く指摘され、生活リズムがつくられる子どもの時期の増加が懸念されています。

市内の小学生の98.3%はほぼ毎日朝食をとっています。しかし成人全体では9割弱に低下します。特に、男性30代では70%弱へと低下しています。

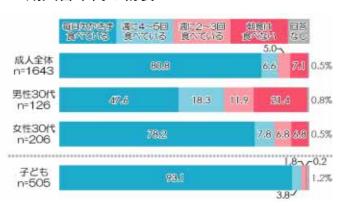
東京都の調査では、男性20代でほぼ毎日朝食を食べるのは47%です。年代が上がるにつれ、とる割合が上昇し、成人全体では8割強となっており、子育てや健康志向が契機となっていると考えられます。さまざまな機会を通じて、朝食をとる大切さを伝えていくことが重要です。

*なお、「ほぼ毎日」とは、週に4、5日程度以上食べるものとしました。

小学生の朝食



成人各年代の朝食



出典)西東京市「食育に関するアンケート」調査結 果報告書(西東京市、平成20年4月)

出典)「西東京市健康づくり推進プラン策定のための 市民アンケート調査」(西東京市、平成14年3月)

課題

食習慣の乱れをなくし、栄養バランスを改善する

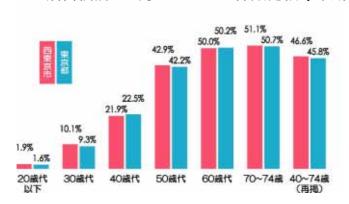
- ・世代の特徴や生活の状況に応じた望ましい生活習慣について、自ら関心を 持つよう情報を提供する。
- ・栄養バランスや量などの望ましい食習慣、休養、運動等の生活リズムを習 得する機会を充実する。

生活習慣病受診数は、50歳代までの世代ごとで約2倍ずつ増える

生活習慣病の受診(レセプト)件数をみると、30歳代から40歳代、40歳代から50歳代のそれぞれで、約2倍ずつ件数が増加しています。また、総数としては少ないものの、20歳代以下から30歳代にかけて件数が約5倍と急激に増加しています。50歳代以降は増減があるもののおおむね5割で推移しています。特に20歳代から40歳代に対し、適切な食生活や運動習慣を身につけるよう、働きかけが必要です。

また、肥満とやせの状況は、国の調査結果から、男性は全ての年代で肥満の割合が増加する一方、女性では20歳代の約2割が低体重(やせ)となっています。

生活習慣病1カ月のレセプト件数比較(平成18年)



生活習慣病は、脳血管疾患、虚血性心疾 患、糖尿病、高血圧、脂質異常症、高尿酸 血症を指します

出典)東京都国民健康保険団体連合会「特定 健康診査等実施計画策定用参考帳票」 (西東京市・平成18年5月診療分)

20歳以上の肥満と低体重(やせ)の状況の推移(平成18年)



課題

肥満予防など生活習慣病予防を効果的に働きかける

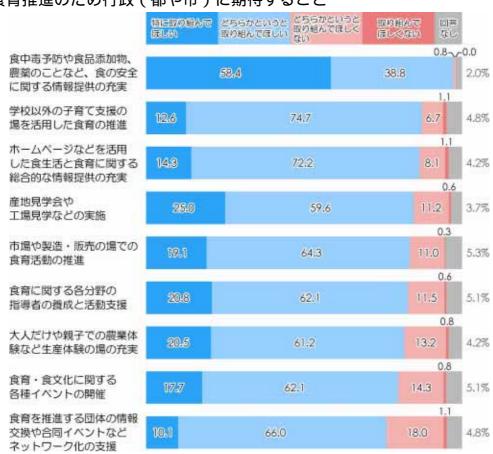
- ・肥満や糖尿病の人や、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が強く 疑われる(もしくは予備群と考えられる)人に対し、食生活や運動習慣の見 直しを働きかける。
- ・健康志向の高まりに応じた、効果的な働きかけを工夫する。

行政(都・市)には、食の安全情報の提供を期待している

食育推進のため行政(都や市)に期待することとして、市内の小学生の保護者が最も取り組んでほしいと考えているのは、「食中毒予防や食品添加物、農薬のことなど、食の安全に関する情報提供の充実」です。「特に取り組んでほしい」「どちらかというと取り組んでほしい」を合わせると97.2%に達します。続いて「学校以外の子育て支援の場を活用した食育の推進(87.3%)」、「ホームページなどを活用した食生活と食育に関する総合的な情報提供の充実(86.5%)」です。

また「特に取り組んでほしい」と2割以上が回答している取組は、「産地見学会や工場見学などの実施」「食育に関する各分野の指導者の養成と活動支援」「農業体験など生産体験の場の充実」です。

食育推進のため行政(都や市)に期待すること



出典)西東京市「食育に関するアンケート」調査結果報告書(西東京市、平成20年4月)

安全な食を確保するための知識習得の機会や情報提供を充実する

・食は生命の基本であり、食の安全は生物としての生存自体に直接関係していることや、社会の多様化の中で、食物の種類や産地、製法などもが複雑化している状況を踏まえ、安全な食を選択する知識を習得する機会や、情報提供を充実する。

課題

農地は市の面積の1割を占め、キャベツ、こまつな等の葉物を多く出荷

農地面積は、平成14年1月現在188haで市域の11.9%にすぎず、かつてに比べ面積は減少しました。農業産出額では、キャベツが最も多く、次いでこまつな、花き苗類、トマト、日本なしとなっています。

第1位 第2位 構成比 9.1% 第3位 標成比 9.1% 第3位 花き苗類 網成比 8.3% 第4位 トマト 標成比 7.2% 第5位 日本なし 網成比 8.0%

農業産出額順位

出典)多摩の農業(関東農政局、平成20年3月) 平成18年

農地の変遷 (昭和20年) (昭和20年)

出典) 西東京市農業振興計画(西東京市、平成16年3月) 1/25000地形図より作成

農業体験、特に農家の指導が受けられる体験農園の人気が高い

市内には農作業が体験できる「市民農園」が4園、「家族農園」が1園、「体験 農園」も3園あります。農業体験への意向は高く、特に「体験農園」は農家から農 作業の指導を受けることができるため人気があります。このほか、JAによる「ち びっこ農業教室」、個々の農家の協力による「学校農園」の取組などが行われてい ます。

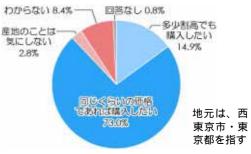
市民の地元の産物の購入意欲は高く、直売所を利用しているが、量や種類に課題がある

地元の農産物の購入は、鮮度や旬に対する 消費者のニーズを満たすとともに、輸送コスト・エネルギーの縮減、顔が見える関係づく りと関連が深く、「地産地消」として関心が 高まっています。

市内の農産物直売所は、野菜を中心に93カ 所あります。数で言えば概ね1丁目に1カ所 直売所があることになり、身近で購入できる 比較的恵まれた状況です。

市内の小学生の保護者では、地元の産物を 購入したいと9割近くが答えており、都全体の 成人に比べ高く(都では約6割)、身近に農を 感じられる環境が影響していると考えられま す。直売所を利用したことがある人は80%、 そのうち週1回以上利用している人は30%程

地元の産物の購入意欲



出典) 西東京市「食育に関するアンケート」調査 結果報告書(西東京市、平成20年4月)

地元や東京の産物の購入意欲



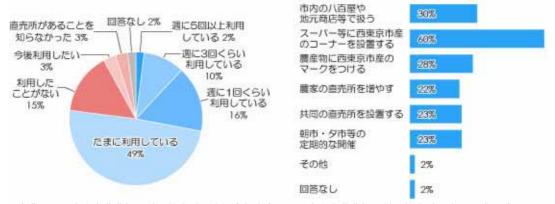
出典)「食生活と食育に関する世論調査」(東京 都、平成19年8月)

度です。また、直売所に加え、「スーパー等に西東京市産のコーナーを設置する」希望が高くなっています。

直売所では採りたての新鮮な野菜をつくった農家から直接買えるメリットがある 反面、スーパーなど日常利用する場(駅や商店街等を含む)や共同直売所であれば、 さまざまな種類・農家の野菜から選んで買えるメリットがあります。それぞれの良 さを活かしつつ、より地場産農産物が消費されるような仕組みを充実していくこと が重要です。

直売所の利用状況

市内の農産物を手に入れやすくするために必要なこと



出典)「西東京市農業振興計画策定委員会調査報告書」(西東京市農業振興計画策定委員会、平成15年3月)

西東京市産農産物を市内の全小学校の給食で、年間を通じ使用している

市内の小学校には、栄養士が各校一人ずつと都の基準(2 校に一人)に比べ積極的に児童の栄養に配慮し、食育に取り 組む基盤が充実しています。各学校の特色に応じて、学校農 園(近隣の農家の畑で児童が農業体験を行う)のほか、バケ ツで稲を育てたり、緑のカーテンとして二ガウリ・ヘチマを 育てる生産体験や、収穫した大豆で豆腐づくりをする加工体 験、収穫物を給食で食べるなど、生産から消費までの一連の 体験学習を行っています。

市内の全19小学校で、給食に地場産の野菜を取り入れていますが、必要な数量の確保、農家による搬入の負担が課題となっています。



献立例 モロコシご飯、豚肉と厚揚げの 味噌煮、春雨サラダ 出典)栄小学校ホームページ http://www.nishitokyo.ed.jp

課題

生産を体験する機会や地産地消に取り組む機会を増やす

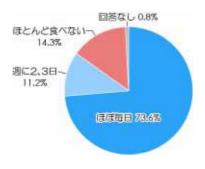
- ・市民の生産体験意欲に対応し、単に農地を借りて作業するだけではなく、農家の指導を受けながら、農作業そのものに加え都市農業も理解する仕組みを つくる。
- ・生産者の顔が見える地場産物の購入に対する市民の高い意欲を踏まえ、地場 産物についての情報提供と購入・販売の場を充実する。

働き盛り世代を中心に、家族と一緒の食事がとりにくい状況にある

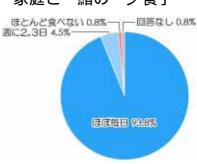
家族と一緒に食事をとることは、一緒に食べる楽しさを知り、また人と気持ちよく食事をするためのマナーを習得できる機会として重要です。

家族と一緒の食事は、市内の小学生では朝食より夕食でとる割合が増え、朝食 73.6%、夕食93.8%をほぼ毎日一緒にとっています。都の成人に対する調査から、 年代・性別・就労状況別にみると、20代の男性や勤め人では、家族と一緒に食べ る割合が低い傾向にあります。





家庭と一緒の「夕食」



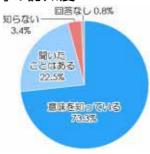
いずれも 出典) 西東京市「食育に関す るアンケート」調査結 果報告書(西東京市、 平成20年4月)

子育てをきっかけに、食育に関心を持つ傾向がある

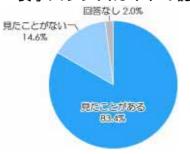
「食育」の認知度は、市内の小学生の保護者では、「意味を知っている」が 73.3%にのぼります。都の調査では、認知度は他の世代より子育て世代で高い傾向にあり、子育てを通じて関心が高まり、情報も入りやすいと推測できます。

また、「食事バランスガイド」は食事の望ましい組み合わせやおおよその量をわかりやすくイラストで示したものですが、「食事バランスガイド」を見た経験は、市内の小学生の保護者では「ある」は83.4%であり、見た経験のある人のうち「参考にしている」は約5割です。

食育の認知度



食事バランスガイドの認知度



いずれも

出典)西東京市「食育に関するアンケート」調査結果報告書(西東京市、平成20年4月)

子どもの食習慣を確立させ、食を大切にする心を養う家庭の食育機能を補完・回復する

・食育に関心・意欲が高い親も、共働きなどで時間が確保できず、なかなか実行できない状況を踏まえ、食習慣やマナーを身につけ、季節に応じた料理などの食文化を継承するといった、家庭の食育機能を補完しつつ、機能の回復を図る。

課題

コラム ちょっと一息 「フードマイレージなど、食による環境負荷を減らす取組」

季節を問わずさまざまな種類の食材が手に入りやすいということは、遠方から運ぶためにエネルギーを使い、環境に負荷をかけています。食料輸入等による環境負荷の構造を理解し、日常生活の見直しをしてみましょう。

食料自給率とフードマイレージ

日本の食料自給率は40%と、日常の食事は大半が外国産の食材でつくられています。

万一輸入が止まった場合には、これまでと同様の食生活は送れなくなり、食料の安定供給の点で課題と言えます。

また輸送等に多くのエネルギーを消費して おり、食料輸入量に輸送距離を乗じた「フー ドマイレージ」を計算すると、日本は他の先 進国に比べ非常に高く、環境への負荷が大き い状況です。

こういった食を取り巻く状況を理解し、食 生活を見直す必要があります。

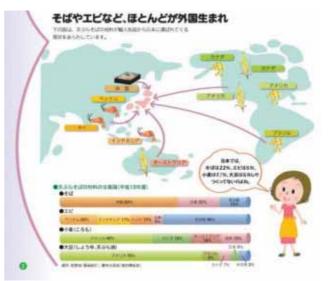
世界で一番食べ物を捨てている国

せっかくの食品も、買ったものの冷蔵庫の中で腐らせてしまう、まだ十分食べられるものを捨ててしまう、あるいは余分に調理してしまって食べ残してしまっています。生ごみとして捨てられている食品の4分の1は、食べ残しや手つかずで、日本は、世界で一番食べ物を捨てている国だと言われています。

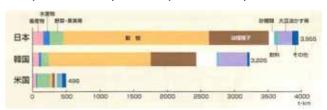
地産地消、生ごみたい肥化等の取組

輸入されたものより、なるべく地元のものあるいは国産のものを購入することは、輸送エネルギー等の環境負荷を低減します。また、食品を無駄にしないよう計画的に買い物をしたり、野菜の皮など捨ててしまっていた部分を少なくする「エコ・クッキング」や、生ごみをたい肥にして畑の養分にする等の資源循環の取組も重要です。市内でもすでに、生ご

遠方から運ばれる様々な食材



輸入食料品のフードマイレージ (1人あたり)の試算(平成12年)

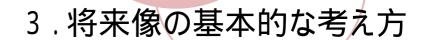


出典)(財)食生活情報サービスセンター http://www.e-shokuiku.com/jyukyu/13_3.html

市内農家のたい肥化の取組



みたい肥化や「エコ・クッキング」が取り組まれています。



食育を通じて実現を目指す将来像について示します。

3. 将来像の基本的な考え方

3-1 国の食育推進基本計画について

国の「食育推進基本計画」(以下「基本計画」という。)は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるとともに、市町村食育推進計画の基本となるものと定められています。

基本計画に定める「食育の推進に関する施策についての基本的な方針」は、以下に示すとおりです。本計画は、国の「基本的な方針」を十分に踏まえ策定します。

(食育の推進に関する施策についての基本的な方針)

- (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2)食に関する感謝の念と理解
- (3)食育推進運動の展開
- (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と 食料自給率の向上への貢献
- (7)食品の安全性の確保等における食育の役割

また、基本計画では、「食育の総合的な促進に関する事項」を、以下のとおり規定しています。

(食育の総合的な促進に関する事項)

- (1)家庭における食育の推進
- (2)学校、保育所等における食育の推進
- (3)地域における食生活の改善のための取組の推進
- (4)食育推進運動の展開
- (5)生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- (6)食文化の継承のための活動への支援等
- (7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び 国際交流の推進

3-2 計画の将来像

本計画の将来像は、食育基本法の理念及び基本計画を踏まえ、以下のとおりとします。

西東京市食育推進計画の将来像

食が織りなす、豊かな暮らしのあるまち

食は生活の根幹であり、健康や個人の生活の質、生きがいを支え、人生を豊かにする大切なものです。市民一人ひとりが食について意識を高め、健全な食生活を実践する動きを、NPO等市民活動団体・事業者・行政が連携し、支えることにより、すべての市民と未来を担う子どもたちが生涯にわたり健全な心身を培い、深い人間性を育み豊かに暮らす「西東京市」をめざします。

3-3 計画の基本方針

本計画の最も基本的な方向性(基本方針)は以下の3点とします。

1 栄養バランスや量に配慮した食を楽しみ、健康で活き活きと暮らし続けるまち

健やかに成長し、生涯にわたり健康な生活を送りたいのは誰もが願うことです。 適正な栄養バランスや量を学び、生涯にわたり活かしていくとともに、味覚・嗅 覚・視覚・触覚等のさまざまな感覚を通して味わい、豊かな心を育てる取組を推進 します。

2 食を大切にする心を育んでいるまち

本市の地域特性として、宅地が多い反面、農地が多いことがあげられます。地域 資源である農地を活用し、そこから生まれる人と人とのつながりによって、食に関 する意識を育みます。

3 子どもから高齢者までが食を通じ交流し、食文化を継承しているまち

家族団らんや地域の多世代の交流を通じ、料理づくりや食事を楽しむとともに、 年長者から伝統的な日本食や地域の行事食等の食文化を伝承することによって、地域ぐるみ・家庭ぐるみでの食に関する取組を推進します。

3-4 計画の視点

本計画は、以下の視点に基づき策定します。

▶ 市が率先して取り組むとともに、市民、NPO等市民活動団体、事業者の取組 も活性化する

本計画の策定主体者は市であり、本計画に掲げる施策や取組は市が主体となって実施するものです。しかし、食に伴う健康管理は個人、家庭が基本となるものであり、個人や家族単位の取組が欠かせません。そこで、市民・家庭を取り巻くNPO等市民活動団体・事業者の取組を促進し、家族・家庭の機能の回復とともに、市民・家庭の食育力の充実・強化を図ります。

▶ 身近な関係の中で生まれた「動き」を重視する

正しい食生活の知識を習得し、豊かな心をもって、主体的に健康を考え、食を選択する習慣を形成するためには、個人・家庭での取組が不可欠です。夫婦、親子、友人同士、職場の同僚同士、地域の人々相互の間に、食育の「動き」を創り、それを「育み」、「発展させる」仕組みづくりを重視した取組を進めます。

▶ 施策・事業の重点化により、計画の実効性を高める

食育の推進に関する施策・事業には、さまざまなものがありますが、これらの中から実施優先度の高いものや、庁内の関係各課が連携して横断的に取り組まなければならないものなどを重点事業として設定するとともに、具体的な実施方策を検討し、計画の実効性を高めます。

▶ 計画の進行管理と、評価・改善のしくみを整える

計画に掲げた施策や事業が着実に実施されるよう、庁内における計画の推進体制とともに、進行管理や実施効果の検証などを行う体制を整備し、必要に応じて取り組を評価・改善していくこととします。

3-5 基本目標と施策の体系

1

将来像と基本方針をもとに、本計画では3つの基本目標を設定し、これに沿って施 策の体系を展開します。

食の自立と健康的な生活を実践する取組の充実

毎食 バランスよく みんなで楽しく 食べます

市民一人ひとりが、自分の健康を自分でつくっていくために、ライフステージごと に必要な食に関する知識と選択力を養い、健全な食生活を実践していくための普及啓 発や教育、情報提供等を推進します。

また、食品の安全性に関する情報を的確に理解・判断するなど、食品を適切に選択する力を身につけるために、食品の安全性に関する教育、情報提供等を推進します。

2 農の理解を通じた食を大切にする心の育成

めぐみとまごころに感謝し 大切に 食べます

食に伴う自然の恩恵や生命の尊さ、また生産過程など、食に関する基礎的な知識の理解を深めるために、地域の農業者に協力を要請し、農業体験、地場産野菜を利用した料理体験等、体験活動の機会の充実を図ります。

環境に配慮した食料の生産消費の視点から、地場産の食材等を利用した食事の摂取・提供など、地産地消の普及啓発に努めるとともに、環境に調和した食の実践について、意識啓発、情報提供等を推進します。

3 人と人とのつながりによる広がりある食育の推進

伝えあい 守り育てながら 食べます

個人・家庭で生じた食育の取組を「育み」、「発展させる」ために、家庭を取り巻く地域の食育の担い手を養成するなど、地域の取組の活性化を図るほか、家庭から失われつつある地域の伝統食、行事食などの食文化を継承していく仕組みの充実を図ります。さらに、地域の食育に関係する団体相互の連携を図るなど、広がりある食育の推進を図ります。

食育推進計画 施策の体系図

食が織りなす、 豊かな暮らし Ŏ あるまち

将 来 像

基本目標1

食の自立と健康的な 生活を実践する取組 の推進

- 1-1 乳幼児と保護者の食育
- 1-2 児童・生徒の食育
- 1-3 成人の食育
- 1-4 高齢者の食育
- 1-5 食の安全・安心

基本目標 2 農の理解を通じた 食を大切にする心 の育成

- 2-1 農業体験の推進
- 2-2 地産地消の普及啓発
- 2-3 食をとりまく環境の理解

基本目標3

人と人とのつながり による広がりある 食育の推進

- 3-1 地域の食育の担い手への支援
- 3-2 食文化の理解・習得
- 3-3 食育ネットワークによる食育の普及啓発

- 1) 妊産婦の食生活講義・実習
- 2) 乳幼児健診などの栄養相談
- 3) 乳幼児期の栄養講座
- 4) 妊娠期から幼児期の歯科に関する健診・相談・講座 8) 地域の子育て家庭への食育支援
- 5) 保育園食育計画の推進
- 6) 保育園栄養指導・食事指導・料理保育の実施
- 7) 保育園保護者への食育啓発

- 1) 食育指導体制の整備
- 2) 学校給食を活用した食育指導
- 3) 家庭・学校・地域が連携した食育の推進
- 4) 食育に関する研究・研修体制の充実
- 1) 肥満等生活習慣病予防のための講演会・食生活教室・出前講座 4) 特定健康診査・特定保健指導
- 2) 栄養相談
- 3) 対象者に応じた料理講習会
- 1) 高齢者食事サービス
- 高齢者食生活教室(介護予防元気講座) 2)
- 3) 男性の基本料理教室

- 4) 歯科相談
- 5) 食を楽しむ機会の提供
- 6) 特定高齢者を対象とした訪問相談

5) 成人の歯科に関する健診・相談・講座

- 1) 食品安全情報の発信
- 3) 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション事業
- 2) 食の安全・安心に関する学習
- 1) 体験農園、市民農園、家族農園事業
- 2) 景観散策事業
- 3) 援農ボランティア事業
- 4) 東大農場連携事業

- 5) 保育園栽培体験事業
- 6) 小学校学校農園の活用及び体験学習の推進
- 7) 中学校農業体験学習(職業体験)の充実
- 8) はたけの学校事業
- 1) 市立保育園給食への地場産農産物の活用 4) 直売所情報など地場産農産物購入機会の提供
- 2) 小学校給食への地場産農産物の活用

- 「食育・地産地消推進店」の認定制度 5)
- 3) 中学校給食への地場産農産物活用の検討 6) 地場産農産物を活用した特産品づくりの検討
- 1) 学校でのフードマイレージ・食料自給率等の学習 3) 生ごみたい肥化の推進
- 2) 資源循環・フードマイレージ等に関する環境学習 4) BDF等を活用した資源循環の取組
- 食育の担い手の養成 1)
- 2) 食育に関するNPO等地域活動団体への支援
- 保育園給食での伝統食、行事食など食文化の伝承 1)
- 地域子育て支援センターによる地域の食育情報の発信 2)
- 3) 小学校給食での伝統食、行事食など食文化の伝承
- 1) 行政関係機関の食育ネットワーク
- 2) 食育の普及啓発

計画の目指す姿

西東京市食育推進計画の将来像

食が織りなす、豊かな暮らしのあるまち

基本目標1

食の自立と健康的な 生活を実践する 取組の充実

~ 毎食 バランスよく みんなで楽しく 食べます



民間 事業者 市民活動団体

市

市民

基本目標3

人と人とのつながり による広がりある 食育の推進

~ 伝えあい

守り育てながら 食べます





基本目標 2

農の理解を通じた 食を大切にする心の 育成

・ めぐみとまごころに感謝し 大切に 食べます



図の中央の"四つ葉"は、「市民」「市民活動団体」「民間事業者」「市」が、それぞれの役割にもとづき、食育に積極的に取り組む姿を表す"ハート"で構成されています。「市民」「市民活動団体」「民間事業者」「市」は取組の主体であるとともに、他の主体から働きかけを受ける対象でもあります。互いに対等な立場で連携し食育を推進していく姿を、"ハート"の中心を寄せた"四つ葉"で表現しています。

3-6 市民が取り組む食育目標

食は、365日の営みであり、何よりも市民一人ひとり、家族や仲間との取組が大切です。本計画は、市民活動団体や市民や市など様々な団体が、計画の将来像実現に向けて、食育に取り組み、推進していくものですが、なかでも市民一人ひとりの食育の取組を盛り立てるために、ライフステージに応じた目標の目安を、「実現したい姿」として分かりやすくまとめました。

)に、ライブステーシに応した目標の目安を、「実現したい姿」として分か 		関連の深い施策		
食育標語	ライフステージ	発達や健康の特徴	市民の行動指針	家族や地域で実現したい姿		5目標 1	基本目標 基本目標 2 3	
毎食バランスよく みんなで楽しく食べます ・早寝早起きで、朝食を欠かさずとっている	乳幼児期 0 ~ 5 歳	体の発育が盛んで、 見る、触る、味わう などの感覚が発達 し、自分の周りのも のに対する好奇心が 強くなる時期です。	食べる意欲を育てる 発達段階に応じた適切な食への対 応を行う 子どもの食への興味を育て、楽し む	安心と安らぎの中で授乳される心地よさを味わう 正しいはしの持ち方など、食事のマナーを身に付けることを始める 早寝早起きの生活リズムを整え、規則正しく野菜たっぷりの食 習慣を身に付けている 家庭での手伝いを通して食材や調理に関心をもっている	乳の保護を含めて、			
・野菜をたっぷり、栄養のバランスをとり、よく噛んで食べている・はしの持ち方、姿勢など食事のマナーが身に付いている・食の安全に関心をもっている		体力や運動能力が向 上し、自分でできる ことの範囲が広がる 時期です。	食の体験を拡げ選ぶ力をつける ける 子どもが自ら振り返り、自己の課題にきづき健康への意欲、態度を育てる 家族ぐるみで望ましい食習慣を形成する	はしの持ち方や姿勢など食事のマナーが身についている。 栽培、収穫などの農作業や、調理経験を通じて食材や食につい て知り、理解している 家族ぐるみのつきあいで、食の共同作業の経験をもっている			2-1 農業体 験の推	食育の
めぐみと まごころに感謝し 大切に食べます ・農業・調理体験があり、農と 食の関係を理解している ・地域で生産された野菜の購入	思春期13~18歳	体の発達がほぼ完了し、いろいろな生活習慣を自分で整えることができるようになる時期です。	食を自己管理する力を鍛える る よりよい健康生活を自ら実践し、 試行錯誤から学ぶ	食生活と健康について学び、バランスの取れた食事を実践している 食の安全や環境への配慮について、知識をもち、無駄や食べ残 しを減らすなどの実践をしている 家族や地域ぐるみでの食の共同作業経験などを通して、自らの 食のスタイルを身に付ける	生徒の食育	1-5 食の安 企・心	進 2-2 地消 及 啓 発	担へ援 3-食の解得 化理習
に関心をもっている ・無駄や廃棄をなくし、買いすぎや作りすぎに注意する 伝えあい、 守り育てながら食べます ・行事食や伝統食を生活に取り入れている ・家庭や身近な地域で食事について相談したり、教わる機会	青年期・壮年期 19~64歳	心職場に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	食生活を確立し、見直し、 次世代に伝える 子育てを契機に家族ぐるみで食へ の関心を高め、体験を共有する 活動内容に応じた適切な食事を選 択する方法を身に付ける 地域ぐるみで食への関心を高める 健康面から不規則な生活や、バラ ンスをくずした食事を見直す	家族ぐるみで、早寝早起きの生活リズムを整え、規則正しく野菜たっぷりの食習慣を実践している家族ぐるみで、地域の農や食に関心をもち、生活に取り入れている身近な地域で、行事食や伝統食を経験したり教わる機会がある肥満予防に関心をもち、活動の実態に即して、現実的な健康増進への取組を行っている地域ぐるみで、作物を栽培、収穫し、仲間と共に食事を楽しむ機会がある	1-3 成人の 食育		りまく	3-3 育トクるの啓 ネワに食普
がある ・家庭や身近な地域で共に食事 をつくり、楽しむ機会がある	高齢期65歳~	退職や子どもの自立などにより、生活が変化します。健康状態の個人差がでてくる時期です。	生活への意欲を維持し、食を楽しむ コミュニケーションを図り、食を含む生活への意欲や関心を高める食の内容が低栄養になる事を予防する	外出や人とのつきあいを活発にして、生活の意欲を高めている 地域ぐるみで、仲間と共に食事を楽しむ機会がある 体調に応じて、食事の相談をできる人が身近な地域にいる	1-4 高齢者 の食育			

4.施策の内容

施策と事業を示します。

4.施策の内容

4-1 食の自立と健康的な生活を実践する取組の推進

施策と取組の内容

乳幼児と保護者の食育

- ▶乳幼児期の食生活はその生涯に渡る食習慣の基礎になるため、子どもの発達段階に応じた情報提供、相談、指導を行うとともに、子ども自らが食を楽しみ望ましい食習慣を形成する支援を行います
- ▶妊娠期、乳幼児期の相談、健診事業等を通じて、市民自身が家族全体の好ましい食習慣を確立し、健康管理を図ることができる支援を行います

1) 妊産婦の食生活講義・実習

◆ 妊娠中及び産後の食生活・食の安全性について講義をし、食に対する意識を 高めるとともに、デモンストレーション、試食等を行うことで、食生活全体 を見直す機会とします。一連の事業を通して、対象者とその家族にとって望 ましい食習慣の基礎を確立するための意識を高めます。【子ども家庭支援セ ンター】

2) 乳幼児健診などの栄養相談

- 3~4カ月児は、身体発育の最も著しい時期であり、栄養の過不足が発育の異常や病気につながる傾向があります。したがって、健診時を利用し、保護者に離乳食の開始に向けて、離乳食の進め方、作り方、味覚・咀嚼機能の発達への配慮等への指導を行うとともに、授乳期の母親の栄養摂取について関心を高め、健全な乳幼児の発育発達を図ります。【子ども家庭支援センター】
- ◆ 1歳6カ月児は、離乳が完了して幼児食に移行・確立する時期であり、保護者に食に関する指導を行うことによって、栄養の偏りによる発育障害や健康障害を予防し、発育段階に応じた好ましい食習慣の確立を図ります。【子ども家庭支援センター】

- ◆ 2歳児は、自己主張が激しくなり、保護者の悩みが多岐にわたる時期といえます。保護者に食事面の特徴と対応を指導することによって、順調な発育・発達を促すとともに、好ましい食習慣の基礎の確立を図ります。【子ども家庭支援センター】
- ◆ 3歳児は、乳児に次いで発育が盛んであり、十分な栄養を考慮した食事が必要な時期といえます。自我の芽生えとともに、偏食などが生ずる場合があるため、エプロンシアター等を活用し、子どもに語りかけ、子ども自身が食生活を見直すことを促し、望ましい食習慣の確立を図ります。【子ども家庭支援センター】
- ◆ 個別育児相談、経過観察相談等の機会を活用し、子どもの様子を見ながら、 保護者に栄養面に加えて食生活リズムなどに配慮した子どもに合わせた指導 を行い、順調な発育発達とともに、必要な食習慣の確立を促します。【子ど も家庭支援センター】
- ◆ 若年の母親や子育てに不慣れな保護者等を対象に、子育て不安の解消や子育て知識の習得を目的として、少人数グループをつくり継続的な支援を図ります。そこで、簡単にできる調理やデモンストレーション、テーブルを囲んで楽しい雰囲気での試食を行うことで、食に興味を持ち、食の楽しみ、食を大切にする心を養い、好ましい食習慣の確立を図ります。【子ども家庭支援センター】

3) 乳幼児期の栄養講座

- ◆ デモンストレーションと試食を通じて、子どもと保護者に幼児食の大切さ、 楽しさを紹介することによって、必要な知識を具体的に習得できるようにし、 好ましい食習慣の形成を促します。【子ども家庭支援センター】
- ◆ 発達支援が必要な子どもの保護者に対し、栄養バランスの整った幼児食、おやつ等について、講義、デモンストレーション、実習、試食を行い、対象者のニーズに合わせた食を紹介し、好ましい食習慣の確立を図ります。【子ども家庭支援センター】

4) 妊娠期から幼児期の歯科に関する健診・相談・講座

◆ 歯は、健康な食生活を営む上で基本となるものですが、妊娠中は歯科疾患に 罹患しやすくなるため、妊婦中の歯科疾患の予防や治療の動機付けを行うこ とを目的に、妊婦を対象とし、ファミリー学級での歯科衛生士による講話、 また指定歯科医療機関で妊婦歯科健診を実施し、その結果に応じた指導をし ます。【子ども家庭支援センター】

- ◆ 生涯にわたり自分の歯でおいしく食事をするために、乳歯時の手入れや状態が基礎となります。乳幼児に継続的な歯科健診、保健指導を行い、乳幼児の口腔の健全な発育発達を促します。さらに、永久歯萌出が開始する5歳児に歯科健診を実施し、子どもと保護者に歯科保健指導を行うとともに、かかりつけ歯科医の定着を推進することによって永久歯の虫歯の予防を図ります。【子ども家庭支援センター】
- ◆ 子どもの誤嚥、窒息事故が日常生活に発生する可能性は高く、特別なことではありません。食物の選択力と安全性は非常に重要な課題であり、より一層の情報発信が必要です。歯科職種は、歯科医療機関や栄養士と連携しながら、乳児期から口腔形態や口腔機能の発達を見きわめ、かむ・のみ込むといった食べ方について支援(摂食指導)していきます。また、丸のみする、かまない、口の中にためてのみこまないといった保護者の相談にも対応し、十分咀嚼することによって安全で五感で味わえる食べ方ができる食育を推進していきます。【子ども家庭支援センター】

5) 保育園食育計画の推進

- ◆ 保育園栄養士会は、「楽しく食べる子どもに・保育所における食育に関する 指針・」(平成16年厚生労働省通知)を基本に、「食育計画・子どもが 「食を営む力」の基礎を培うために・」(以下「保育園食育計画」とい う。)を策定しました。この計画に基づき、保育園栄養士の専門性を生かし、 家庭や地域社会との連携を図りながら、子どもの発達過程を踏まえ、「食を 通じた子どもの健全育成」を推進します。【保育園】
- ◆ 保育園食育計画では、次の子ども像を目指し、「楽しく食べる子ども」への成長を促します。ア)食生活や健康に主体的に関われる子、イ)食事を味わって食べる子(五感を使って食べる)、ウ)食事づくり、準備にかかわる子、エ)食事のリズムがもてる子、オ)食事のマナーが身についた子、カ)食事の時間が楽しいと思える子【保育園】

6) 保育園栄養指導・食事指導・料理保育の実施

◆ 子どもの発達段階に応じて、エプロンシアター、パネルシアター、紙芝居など

を使用し、食べ物の働き・食べる時のバランスなどをテーマとした栄養指導を 行うことによって、子どもが食べることを楽しみ、興味を持つほか、食べ物と 体の関係を理解し、バランスの良い食事を摂取する習慣形成を促します。【保 育園】

- ◆ 子どもがスプーンや箸の持ち方、配ぜん、食事の挨拶などの基本的な食事のマナーを身につけるとともに、偏食することなく、食について適切に行動することができるように、子どもの発達段階に応じた食事指導を行います。 【保育園】
- ◆ 子どもが食材の名前・特徴、料理方法を知り、食に対する関心を高めるとともに、朝食の大切さ、食事とおやつの比重を理解し、手洗いなど衛生的で望ましい食習慣を身につけることができるように、子どもの年齢などに合わせた指導を行います。【保育園】
- ◆ 子どもが食べ物を身近にとらえ、食への興味関心を高めるとともに、偏食を 克服することを目的に、植物を栽培・収穫したり、食事作りを手伝う料理保 育指導を行います。【保育園】

7) 保育園保護者への食育啓発

- 献立表・おたより、給食の展示や試食会によって、保護者に対して食材や量などの周知を図り、バランスのよい食事の例を具体的に紹介することで、自宅で行う食事作りを支援します。また、子どもが朝食を食べ、家庭で手伝いをする機会などをもつよう保護者に促し、食生活リズムの形成に関する意識啓発を図ります。【保育園】
- ◆ 保護者に対して、食物アレルギー、偏食、肥満等、子どもの状況に合わせた情報提供や相談などの個別指導を行い、家庭における食への関心を高めるとともに、食に関する育児不安の解消と食生活の改善を図ります。【保育園】

8) 地域の子育て家庭への食育支援

◆ 地域子育て支援センターを中心に、地域の子育て家庭に対し、離乳食講習会、 保育園体験給食などへの参加を促すことによって、乳幼児に望ましい食生活 を具体的に示し、食に関する意識啓発を図ります。また、今後、身近な近隣 の保育園に相談できる環境整備を検討します。【地域子育て支援センター ほか】 ◆ 今後、ホームページ等に給食だよりや献立表を掲載し、乳幼児に必要な食生活を具体的に紹介します。【地域子育て支援センター ほか】

児童・生徒の食育

▶食育の取組を通して、児童・生徒が自らを振り返り、自己の課題に気づき、よりよい健康生活を実践する意欲、態度を育てるとともに、家族ぐるみ、地域ぐるみで望ましい食習慣を形成する仕組みづくりを行います

1) 食育指導体制の整備

- ◆ 学校ごとに食育全体計画を策定し、給食時間、家庭科や体育等の関連する教科、特別活動等の学校の教育活動全体を通じて、食に関する指導の充実を図ります。計画に基づき、児童・生徒一人ひとりが、ア)食事の重要性について理解すること、イ)望ましい栄養や食事の摂り方を理解すること、ウ)食品の品質・安全性等を判断できる能力を養うこと、エ)食物を大事にし、生産者に感謝する心を育むこと、オ)望ましい食習慣を形成すること、カ)各地域の産物・食文化等を理解すること等を目的として取り組みます。【小学校、中学校、教育指導課】
- 児童・生徒の保護者を含め、地域ぐるみで取り組むことができるように、ホームページによって食育全体計画の取組を紹介します。【小学校、中学校、教育指導課】

2) 学校給食を活用した食育指導

- 児童・生徒が自ら望ましい食習慣を形成し、健康を保持増進していく力を培 うことは重要ですが、食をとりまく環境の変化によって、本来の基本である 家庭のみに任せることは困難な状況にあります。一日三食のうち一食を担う 学校給食が、望ましい食生活の構築に果たす役割は大きいといえ、給食の時 間を活用した指導を通して、正しい食生活の知識の習得を図ります。【小学 校、教育指導課】
- ◆ 給食の時間において、食べ物と健康、食生活について等、食に関する指導を 行うほか、会食や食事マナー等の給食指導、併せて旬の食材、地場産物の利 用、食文化の伝承などの献立作成に配慮し、計画的かつ総合的な食育の推進 を図ります。【小学校、教育指導課】

- ◆ 給食の時間を活用した食に関する指導を中心として、児童・生徒が自らの生活を振り返り、朝食の喫食や簡単な一手間でできる朝食作りなど、自分で具体的な方策を実践する意欲、態度を育てます。【小学校、教育指導課】
- ◆ 中学校給食の実施及び給食を利用した食育の取組を検討します。【中学校、 学校運営課、教育指導課】

3) 家庭・学校・地域が連携した食育の推進

- ◆ 給食だよりの発行や保護者会等で食に関するお知らせなどを配布し、朝食の 重要性、野菜摂取の必要性、日本の伝統食の良さについて周知を図るなど、 保護者に対する意識啓発を図ります。【小学校、教育指導課】
- ◆ 家族ぐるみで食育に取り組むために、忙しい保護者が参加できる方法を工夫し、親子クッキング、食育に関するアンケートへの協力、親子ぐるみの宿題等によって、簡単にできることを実践する仕組みづくりを検討していきます。
 【小学校、教育指導課】
- ◆ 学校公開、給食試食会、道徳授業地区公開講座などの機会を活用し、食育に関する取組について情報を提供します。また、ホームページ等で献立表やレシピ、研究成果などを紹介し、望ましい食や栄養改善について具体的な情報を提供する仕組みを検討します。【小学校、教育指導課】

4) 食育に関する研究・研修体制の充実

◆ 小学校給食研究会等では、食に関する指導を目的に年度ごとにテーマを設定し、研究を進めており、その成果は市内の学校で活用されています。引き続き、食に関する調査研究体制の充実を図るほか、研究成果に基づく食育関係者の研修について充実を図っていきます。【小学校、教育指導課】

成人の食育

- ▶子育てを契機に家族ぐるみで食への関心を高める時期です。
- ▶また食べすぎ、飲みすぎ、運動不足、喫煙ストレスなどの不健康な生活から、 肥満等の生活習慣病になりやすい時期です
- ▶そのため活動内容等に応じた適切な食事を選択する力が必要です
- 1) 肥満等生活習慣病予防のための講演会・食生活教室・出前講座

- ◆ 肥満、高血圧、脂質異常症、糖尿病など(以下「生活習慣病等」という。)の多くは栄養バランスや不規則な食生活および身体活動量の低下が大きく影響しています。生活習慣病を予防するために、栄養・食生活の正しい知識の習得と身体活動量を見直すことを目的とした講演会等を実施します。【健康年金課】
- 医師、管理栄養士、健康運動指導士、保健師、歯科衛生士等が連携し、生活 習慣病の予防を目的とした講義、調理実習、運動実技、個別相談等を内容と した教室の充実を図り、日常の食生活を見直すとともに、適切な食生活や運 動などの知識と技術を身につけることを支援します。【健康年金課】
- ◆ ホームページ等の活用、出前講座の実施により、生活習慣病の予防を目的とした情報を提供します。【健康年金課】

2) 栄養相談

- ◆ 管理栄養士に栄養・食生活を相談することで、各々のライフスタイルに応じた指導を受け、生活習慣病等を予防し、健康な生活を送る取組について充実を図ります。【健康年金課】
- ◆ 健康診査時に肥満傾向の受診者や健康診査の結果による要指導及び要医療対象者に対して、食事等の相談に応じ、生活習慣病等の予防を図ります。【健康年金課】

3) 対象者に応じた料理講習会

- ◆ 健全な食生活に重要な役割を果たす野菜を多く用いる料理や薬膳料理などについて、講義と調理実習を通して学び、食や健康づくりに対する関心を高めます。【健康年金課】
- ◆ 料理講習会等への参加者は食育に関心が高い市民が多く、広がりある食育を 推進するために、参加者の組織化を行い、継続的に食や健康づくりを取り組 めるように支援します。【健康年金課】

4) 特定健康診査・特定保健指導

◆ 特定健康診査は、メタボリックシンドローム(内臓肥満型肥満)の該当者及び予備群を抽出し、早い段階で生活習慣病を予防することを目的とした健康

診査です。特定健康診査は個人が生活習慣を振りかえり、見直す有効な機会です。この制度の周知を図り、実施方法や実施場所等について受診者の利便性に配慮した体制を整備し、受診率の向上を図ります。【健康年金課】

◆ 特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームまたは予備群と判定された人は、そのままでは糖尿病等の生活習慣病へと進行していく可能性があります。このため対象者が自らの食事や運動、休養、喫煙などの生活習慣を改善するために医師、保健師、管理栄養士などと相談し、健康的な行動変容の方向性を導き出すとともに、健康的な生活を維持することができるように特定保健指導を行います。【健康年金課】

5) 成人の歯科に関する健診・相談

- ◆ 生涯にわたりQOLを維持するためには、ライフステージに沿った歯と口腔機能の健康を欠かすことができません。市民が歯と口腔機能の衛生管理や健康維持を図るために、成人歯科健康診査の利用を促進します。また、「かかりつけ歯科医」の定着を図り、家族ぐるみで行うライフステージに沿った歯と口腔の健康づくりを総合的に推進します。【健康年金課】
- ◆ 成人期は自らの健康と家族の健康づくりを図る時期です。ゆっくり噛んで食事をすることは生活のリズムをつくり、脳の活性化に役立つほか、肥満やメタボリックシンドロームの予防に有用です。市民が家族でゆっくり時間をかけて食事を楽しむ習慣を身につけることができるように、歯科医師会など関係機関と連携し、意識啓発などの取組を推進します。【健康年金課】

高齢者の食育

▶食を含む生活全般について意欲・関心が低下し、食の内容も低栄養になる傾向が見受けられる時期であり、高齢者本人や家族等に適切な支援が必要です。

1) 高齢者食事サービス

- ◆ デイサービスセンターで調理した栄養バランスのとれた食事を会食形式で提供し、楽しみながら喫食する機会の充実を図ります。【高齢者支援課】
- ◆ ひとり暮らし高齢者等に配食事業者が調理した食事を届けます。栄養バランスの整った食事を定期的に届けることによって、高齢者の健康保持と安否確認に努めます。【高齢者支援課】

2) 高齢者食生活教室(介護予防元気講座)

◆ 市では、介護予防のための元気講座を実施しています。そのうち、「まるごと知って元気講座」では、低栄養状態に陥ることなどを予防する「栄養改善」、食べる機能の維持・向上を目的とする「口腔機能の向上」などを内容としています。管理栄養士、歯科衛生士など専門職により、食を中心とした生涯にわたる健康作りを支援します。【高齢者支援課】

3) 男性の基本料理教室

◆ 健康で自立した生活を送るためには、食の大切さ、栄養バランス、適正量等を理解し、料理の基本技術を身につけていることが重要です。男性の料理初心者を対象に講義、調理実習、歯科指導を行うことによって、生活習慣病及び低栄養の予防を図ります。また、教室終了後に参加者を中心に自主グループを立ち上げ、継続的に支援を行います。【健康年金課】

4) 歯科相談

- ◆ 生涯にわたり食事を楽しむためには、自分の歯を残すことが重要です。残存 歯数が急減する60歳以上において、歯周疾患検診を受診する機会をつくり、 口腔の健康保持を図ることを支援します。【高齢者支援課、健康年金課】
- ◆ 在宅介護者等が、身近な地域で必要な歯科医療サービスの提供が受けられるように、歯科医療機関と連携を図り、在宅歯科医療の利用を働きかけていきます。【高齢者支援課、健康年金課】

5) 食を楽しむ機会の提供

- ◆ 社会福祉協議会では、小学校区ごとに地域懇談会を組織し、地域の交流を目的とした昼食会や地域交流会の開催、高齢者の見守り、ミニデイサービスなどさまざまな住民活動を展開しています。市は、引き続き高齢者が地域で孤立しないように、ふれあいのまちづくり事業を活用し、地域の人々と一緒に楽しく食事をする機会をつくり、高齢者の食の支援を強化していきます。【生活福祉課】
- ◆ 商店街の空き店舗や学校の空き教室等を利用して、地域福祉に関する情報提供、利用者相互の情報交換、高齢者へのミニデイサービス、福祉の担い手育成等を行う地域福祉の拠点づくりを進めます。事業の一環として、高齢者が

食を楽しむ機会の充実を検討します。現在は4カ所が整備されていますが、 将来は19の小学校区に各1カ所の設置を目標とします。【生活福祉課】

- 6) 特定高齢者を対象とした訪問相談
 - ◆ 生活機能評価による特定高齢者のうち、通所の介護予防事業に参加できない方に対して、管理栄養士・歯科衛生士が訪問し栄養改善や口腔機能向上のための相談・指導を行います。【高齢者支援課】

食の安全・安心

▶健康的な生活を送るために、食品の安全確保は重要な課題です

- 1) 食品安全情報の発信
 - ◆ 健康的な生活を送るために、食品の安全確保は重要な課題です。平成15年に食品安全基本法が制定され、東京都では平成16年に食品安全条例を施行するとともに食品安全推進計画を定め、生産から消費にいたる全ての段階で食品安全行政を総合的・計画的に推進することとしています。市は、東京都と連携し、情報の共有化を図り、食品の安全確保に関する情報を市民に提供していきます。【健康年金課、生活文化課】
- 2) 食の安全・安心に関する学習
 - ◆ 市民の食の安全・安心に対する関心を高めるとともに、具体的な状況で安全な食品を選択するために、講演会・講座・実習等の機会を提供します。併せて、市民の自主的な活動を促進するため、食の安全・安心に関する事業提案に対する支援を行います。【健康年金課、生活文化課、公民館】
 - ◆ 自分の健康を自分で保護する視点から、学校などで食の安全・安心に関する 学習を進めます。【小学校、中学校、教育指導課】
- 3) 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション事業
 - ◆ 消費者である市民が、食品の安全性確保について知識と理解を深めるとともに、生産から消費までの段階に関わる関係者相互の間で情報や意見を交換する機会を提供し、リスクコミュニケーションの促進を図ります。【健康年金課、生活文化課】

4 - 2 農の理解を通じた食を大切にする心の育成

施策と取組の内容

農業体験の推進

▶農業を体験することによって、生産者との交流を深め、ファーム・トゥ・テーブル(農場から食卓まで)について理解します

1) 体験農園、市民農園、家族農園事業

- ◆ 市民が農業体験をする機会として、体験農園、市民農園、家族農園が設置されています。市民農園は募集定員を超える人気がありますが、途中の耕作放棄も見受けられることから、農業者から農業指導を受け、農業知識・技術を習得した市民が関わる、あるいは農業指導の機会を提供するなどの仕組みづくりを検討します。また、ニーズの高さを考慮し、設置数の拡充について、農家に協力を要請します。【産業振興課】
- ◆ 農園を活用した野菜の栽培に対する市民のニーズは高くなっています。特に、 農業者から直接農業指導を受けることができる体験農園の人気は高く、参加 市民の拡充を検討し、体験農園の新たな設置について農家に協力を要請しま す。【産業振興課】

2) 景観散策事業

◆ 農産物マップに記載されている散策コースに基づき、一般市民が農地の景観 散策を行うとともに、農業者との交流を深め、農業及び地産地消について理 解を深める機会を提供します。【産業振興課】

3) 援農ボランティア事業

◆ 平成16年度から平成20年度にかけて、農業に対する関心を高めることを目的に、毎年度、一般市民約50人を公募し、2回の講義と10回の実習を経て援農ボランティアとして養成しました。平成21年度以降は、援農ボランティアとボランティアを必要とする農家とのマッチングを図り、引き続き一般市民の農業体験活動を促進し、農業に対する理解を深める機会を提供します。

【産業振興課】

4) 東大農場連携事業

▼「東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場(以下「東大農場」という。)との間においては、平成19年度から「食育」「資源循環」に着目した事業を行ってきました。今後、児童・生徒、市民が幅広く食育について学習、体験できるようにするために、東大農場との更なる連携を深めることについて協力を要請します。【教育企画課、企画政策課】

5) 保育園栽培体験事業

◆ 料理保育の一環として、子どもの発達段階に応じた野菜等の栽培、収穫、調理の体験によって、子どもの食べ物への関心を高めます。食べ物を身近に感じ、意欲的に食べる機会とし、偏食の予防や克服を図ります。【保育園】

6) 小学校学校農園の活用及び体験学習の推進

◆ 本事業は、小学校児童が農作業と自然の恩恵を体験学習すること、さらに地域の人々と触れ合うことにより、地域に対する関心と理解を深めることを目的としています。年数回にわたり、野菜を育てる困難さを体験するとともに、収穫物を観察したり調理等して食べたりし、食物の大切さを実感するなど、食物の生産等に関わる人々への感謝の心も養われます。しかし、借用できる農園が減少傾向にあるため、引き続き農家への協力を要請します。【教育指導課、産業振興課】

7) 中学校農業体験学習(職業体験)の充実

◆ 中学校生徒は、知力や体力が急速に成長する時期です。職業体験としての農業を一週間程度体験し、農業に対する理解を深める機会とします。農家に対し、受け入れ生徒数の増加について、協力を要請します。【教育指導課、産業振興課】

8) はたけの学校事業

● 親子参加のはたけの学校事業を開催し、一連の農作業を体験することによって、親子で食べ物をつくるまでの大変さ、食べ物のありがたさ、地産地消、食文化の伝承等に対する理解を深めます。【産業振興課】

地産地消の普及啓発

▶顔の見える地元で生産された野菜等を地域で消費していきます。

1) 市立保育園給食への地場産農産物の活用

- ◆ 保育園給食で使用する野菜は少量であり、定時に納入が必要なため、地場産農産物を利用するに当たって、困難な面があります。しかしながら、例えば本市の特産品といえるキャベツ・梨などを中心に使用するなど、可能な限りにおいて地場産農産物を利用するほか、保護者に使用に関する周知を図ることについて検討していきます。【保育園、産業振興課】
- ◆ 農を通した市民との交流事業によって、栽培された西東京市産の小麦について、必要に応じて使用し、保護者に対する周知を図ることを検討していきます。【保育園、産業振興課】

2) 小学校給食への地場産農産物の活用

◆ 小学校給食は多様な食材を大量に使用するため、地場産農産物を利用するに当たり、安定的に多様な食材を量的に確保することが課題といえます。しかしながら、現在、全19小学校で可能な限り積極的に購入を進めており、引き続き、地場産農産物や学校農園の収穫物の活用を推進していきます。【小学校、学校運営課、教育指導課】

3) 中学校給食への地場産農産物活用の検討

◆ 中学校給食については、地場産農産物の活用を視野に入れ、導入について検 討をしていきます。【中学校、学校運営課、教育指導課】

- 4) 直売所情報など地場産農産物購入機会の提供
 - ◆ 地場産農産物を購入したいが、どこで販売されているのかがわからない消費 者も多く見受けられます。消費者としての市民に対し、「農産物マップ」な どにより地場産農産物購入に関する情報提供をします。【産業振興課】
 - ◆ 社員食堂など、大口の購入ニーズをもつ事業者と農家のマッチングを図ります。【産業振興課】
 - ◆ 共同直売所など、地産地消の情報や地場産農産物、地場産農産物を活用した 加工品を購入できる場所の設置を検討します。【産業振興課】
- 5) 「食育・地産地消推進店」の認定制度
 - ◆ 地場産農産物を販売する商業者、地場産農産物を食材として使用している飲食店、料理に栄養やカロリー表示をしている飲食店、栄養バランスやカロリーを考慮した望ましいお惣菜の組み合わせを推奨する販売店などを「食育・地産地消推進店」として認定し、消費者に周知を図ります。【産業振興課】
- 6) 地場産農産物を活用した特産品づくりの検討
 - ◆ 一年を通して地場産農産物を摂取できるように、地場産農産物を活用したジャム、漬物、パンなどの加工品を検討します。【産業振興課】

食をとりまく環境の理解

- ▶環境に調和した食の取組等について理解を深めます
- 1) 学校でのフードマイレージ・食料自給率等の学習
 - ◆ 食育全体計画にフードマイレージや食料自給率など、食をとりまく環境に対する学習を位置づけ、児童・生徒が理解を深め、「もったいない」という気持ちや食べ物を大切に思う機会を提供していきます。【小学校、中学校、教育指導課】

2) 資源循環・フードマイレージ等に関する環境学習

- ◆ エコプラザ西東京や公民館等で実施する環境学習では、環境に調和した食の 取組を紹介し、資源循環やフードマイレージ等について、理解を深める機会 を提供していきます。【環境保全課、公民館】
- ◆ 市内市民活動団体等が行っている資源循環の取組について情報を集約し、広く周知を図るとともに、関心を高めていきます。【ごみ減量推進課、公民館】

3) 生ごみたい肥化の推進

◆ 本来、食料の生産は自然の恩恵の上に成り立っているものですが、現状では、 農産物の生産と輸送の際に、環境への多大な負荷がかかっています。環境負 荷を軽減し、環境と調和農業等を推進するため、生ごみ、剪定枝、落ち葉な どについて、堆肥化による利用や土壌の改良への利用など、資源として有効 活用を進めます。【ごみ減量推進課、産業振興課】

4) BDF等を活用した資源循環の取組

● 環境と調和のとれた農業等を進めるため、家庭用廃食油を農業機器等の動力 源として活用することを検討します。【ごみ減量推進課、産業振興課】

4-3 人と人とのつながりによる広がりある食育の推進

施策と取組の内容

地域の食育の担い手への支援

▶広がりある食育の推進のために地域の担い手を支援します。

1) 食育の担い手の養成

- ▶ 市では、栄養士・管理栄養士の資格を持った市民から成る「西東京市地域活動栄養士会」を組織し、食のボランティアとして地域に根ざした栄養改善を進め、地域の健康づくりの推進を図っています。今後も引き続き支援し、市民自身が食育のリーダーとして、主体的に栄養・食生活の改善を進める取組の充実を図ります。【健康年金課】
- ◆ 市主催の料理教室、食育学習講座等の参加者や援農ボランティアなどを中心に、自主グループの立ち上げを支援し、地域の食育の担い手として、食育に関する動きを「育み」、自立的に「発展」していく取組を促進していきます。 【健康年金課、産業振興課、公民館】
- ◆ ふれあいのまちづくり事業や育成会事業など、食を通じた多世代の地域の交流を引き続き支援することによって、地域ぐるみで楽しみながらおいしく会食する取組を「育み」、その「発展」を促進していきます。【生活福祉課、高齢者支援課、児童青少年課】
- ◆ 地域の自主グループの要望に応じて、食育に関する出前講座等を実施し、地域の食育の関心を高め、食育の担い手として「育んで」いきます。【健康年金課】
- ◆ エコファーマーや特別栽培認証者等の農業者の取組を支援することによって、 生産者としての食育の担い手を養成していきます。【産業振興課】
- ◆ 「食育・地産地消推進店」として認定することによって、商業者としての食育の担い手の育成を図ります。【産業振興課】

◆ 市民活動団体のホームページ「地域活動ステーション」を構築し、市内食育団体の活動内容などを幅広く紹介するとともに、食育の担い手のとしての市民の参加を促進します。【企画政策課】

2) 食育に関するNPO等地域活動団体への支援

◆ 地域の団体が行う未就学児童の料理体験などの「食を通じた子どもの健全育成」事業や、都市農業の振興を目的とした特産品づくり等、食育に関する地域貢献活動を支援し、地域ぐるみの動きを「育み」、「発展」へと促進します。【子育て支援課、産業振興課】

食文化の理解・習得

▶季節に応じた伝統食や地域の郷土食に対する理解を深めるとともに、望ましい 食習慣を形成します

1) 保育園給食での伝統食、行事食など食文化の伝承

- ◆ 保育園では、給食内容に「和食」を取り入れ、日本の伝統食の伝承の促進を 図っています。ご飯を中心に煮物、酢の物、おひたしなどの献立を多くし、 食の充実を図っています。【保育園】
- 四季に合わせた行事食を献立に取り入れ、伝統的な食文化の伝承を図っています。また、地域の郷土食についても、紹介していきます。【保育園】

2) 地域子育て支援センターによる地域食育情報の発信

◆ 地域子育て支援センターでは、地域の方々に時節に応じた園の行事への参加を呼びかけ、季節に対応した食に関する情報などを発信し、普及啓発を図っています。【保育園】

- 3) 小学校給食での伝統食、行事食など食文化の伝承
 - ◆ 小学校では給食を活用し、端午の節句、七夕、冬至、節分など節気に応じた 食文化に関わる献立を提供するほか、郷土料理や日本の伝統食の知識を得て、 理解を深める学習機会を提供しています。子どもたちが食べるという実体験 をしながら、望ましい食習慣を形成することの支援を図っています。今後も 引き続き、取組の充実を図ります。【小学校、学校運営課、教育指導課】

食育ネットワークによる食育の普及啓発

▶食育ネットワークの取組により、積極的な食育を推進します

1) 行政関係機関の食育ネットワーク

- ◆ 本市には、健康年金課、子ども家庭支援センター、市立保育園全園、全19 小学校に栄養士が配置されています。市全体の健康づくりの環境を充実する ため、各施設の栄養士から成る「市内栄養士連絡会」を開催し、毎年度食育 に関するテーマを設定し、各施設で食育事業を実施しています。今後も引き 続き取組を充実し、地域の栄養課題の解決を図ります。【健康年金課、子 ども家庭支援センター、保育園、小学校】
- ◆ ライフステージに応じた地域ぐるみの健康づくりを「食」の視点から支援するため、多摩小平保健所、本市及び近隣4市による「食を通した地域の健康づくりネットワーク会議」を開催しています。毎年度、食育に関するテーマを設定し、事業を実施しています。今後も引き続き、取組の充実を図ります。【健康年金課、子ども家庭支援センター、保育課、保育園】

2) 食育の普及啓発

◆ 市民が食を通して健康的で豊かな生活を送るために、食に関する必要な情報を提供します。栄養士連絡会等で定めた年度のテーマに沿って、市報やホームページを活用し、食育に関する情報を掲載します。平成19年度に実施した「西東京市版やさいたっぷりレシピ集」の作成・普及等、市域全体で広がりある食育を推進します。【健康年金課、子ども家庭支援センター、保育園、小学校】

コラム ちょっと一息 「小学校を拠点とする、子どもと保護者に対する食育の取組」

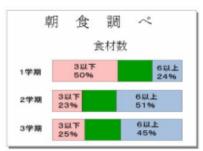
市立栄小学校は平成19・20年度の西東京市教育委員会研究指定校として、健康教育に取り組み、その一環として年間指導計画にもとづく全校的な食育を行っています。朝食調べなど、子どもたちを通じた保護者の啓発も視野においた取組となっています。

学校全体の指導目標を示す「全体計画」と、子どもたちの成長に応じた「年間指導計画」

「食に関する指導の全体計画」や各学年ごとの「食に関する指導の年間指導計画」を 作成し、子どもたちの成長に応じた内容の食育を、教科や道徳、総合的な学習の時間、給 食の時間を使って行っています。

「朝食で6品目以上食べている子ども」が24%から51%に増加学校全体として「家族みんなで早寝早起き朝ご飯」を最も重要視し、朝食調べを行っています。朝食調べは、朝食で食べた食材の色塗りをするなど、具体的に食材数やバランスを子どもたち自身が分かるような方法を工夫しています。

一日に30品目の食材を摂ることが理想と言われ、給食は 15品目前後のため、残り15品目が朝食と夕食で摂ればよい ことになり、朝食では6~7品目を目安にしています。6品



出典)栄小学校「いろどり よりどり たべたかな?」平成20年4月号

目以上を食べている子どもは、1学期には24%でしたが、2学期には51%に増え、3学期もほぼ同様の結果となりました。「たくさんの食材をしっかり食べたい」という子どもたちの意識が育っただけでなく、保護者もそれを理解し協力した結果といえます。

「体験的な学習」と「食を取り巻く環境の学習」

例えば1年生は「赤・黄・緑」の食品の色分け、2年生は落花生栽培、3年生は大豆・オクラの栽培や麦の種まき・麦踏み、味噌の仕込み、4年生は二ガウリ栽培や麦の収穫・石挽き製粉体験等、5年生は「お米の学校」と社会科「食の安全」等、6年生は総合的な学習「食と環境」でフードマイレージや地産地消などを学んでいます。

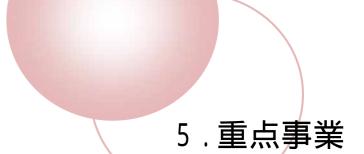
また、授業でのグループ学習等の手伝いを保護者に呼びかけており、参加者は子どもとともに食育について理解を深めています。



栄小学校のランチルームにある、 子どもたちが考えた朝食イラスト

学校給食を活用した食育

毎日、その日の給食の紹介と配ぜん図を栄養士が作成し、学級担任が子どもたちに伝えています。給食のメニューへの西東京市産や国産の農産物の取り入れ、クイズ形式での学習、「赤・黄・緑」の食品の色分け等を学んでいます。



計画で重点的に取り組む事業を示します。

5. 重点事業

5-1 重点事業の位置づけ

本計画の将来像の実現に向け、実施優先度の高いものや、庁内の関係各課が連携して横断的に取り組まなければならないものなどを重点事業として設定し、具体的な実施方策を示し、計画の実効性を高めます。

5-2 重点事業のコンセプト

重点事業は、次のコンセプトに基づき設定します。

独自性がある

独自の資源や固有の文化等を活かす取組であること。

総合的である

総合的な展開が期待できる取組であること。

対象が幅広い

市民全体に働きかける取組であること。

5-3 6つの重点事業

6つの重点事業を設定し、その内容を次頁以降に示します。

食育の普及啓発~「野菜たっぷり食育宣言」等~

⇒施策4-3 人と人とのつながりによる広がりある食育の推進 食育ネットワークによる食育の普及啓発 2) (再掲)

- ◆ 市民が食を通して健康的で豊かな生活を送るために、食に関する必要な情報を提供します。栄養士連絡会等で定めた年度のテーマに沿って、市報やホームページを活用し、食育に関する情報を掲載します。平成19年度に実施した「西東京市版やさいたっぷりレシピ集」の作成・普及等、市域全体で広がりある食育を推進します。【健康年金課、子ども家庭支援センター、保育園・小学校】
- 野菜の摂取は、栄養バランスの 向上とともに、満腹感を得られ るため肥満防止、生活習慣病予 防にもつながります。
- 「野菜たっぷり食育宣言」は、 生活習慣病予防の取組として、 多摩小平保健所、本市及び近隣 4市による「食を通した地域の 健康づくりネットワーク会議」 が、平成17年3月に行ったも のです。
- 地域の共通栄養改善目標として 「野菜をたっぷり食べよう」を 掲げ、ライフステージ別取組目 標を示しています。具体的で分 かりやすく、市民にとって取り 組みやすい目標となっています。



● 市内の各拠点に配置された栄養士と連携し、各拠点の利用者に働きかけているほか、より多くの市民への働きかけとして、子どもたちから野菜のイラストを募集して「野菜たっぷりカレンダー」や、「西東京市版やさいたっぷりレシピ集」を作成し、普及に取り組んでいます。

「食育・地産地消推進店」の認定制度

⇒施策4-2 農の理解を通じた食を大切にする心の育成 地産地消の普及啓発 5) (再掲)

2

- ◆ 地場産農産物を販売する商業者、地場産農産物を食材として使用している飲食店、料理に栄養やカロリー表示をしている飲食店、栄養バランスやカロリーを考慮した望ましいお惣菜の組み合わせを推奨する販売店などを「食育・地産地消推進店」として認定し、消費者に周知を図ります。【産業振興課】
- これまで食育・地産地消の推進については、健康や農業などのさまざまな分野で熱心な取組が行われてきました。例えば、栄養バランスや摂取カロリーなどの適切な食生活についての情報提供や相談、講座等の実施、農家の直売所を掲載した「農産物マップ」の配布や西東京市産農産物のキャラクター「めぐみちゃん」ののぼり旗等による直売所のアピールなどです。
- その一方で、分野間の情報交換が難しく、内容の重なる取組が行われたり、 取組が連携せず効果が一部にとどまったりする面もありました。また、市民 も、地場産農産物の購入意欲があっても販売場所が分からないケースもある など、個別の取組が十分に市民に知られていない状況も見られました。
- 消費者である市民に、食育・地産地消の各種取組が十分伝わるには、市民に とって身近な場所で日常的に、情報にふれられることが重要です。すなわち、 「消費」する場に情報があれば、市民の目にとまりやすく、食育・地産地消 について理解でき、行動につながると考えられます。
- このため、「消費」の場を担う商業者について、食育・地産地消に関する取組を認定します。
- 「食育・地産地消推進店」に認定されることにより、商業者にとっては取組を評価され励みにつながります。また消費者に積極的に選択され事業活動にもプラスとなることが想定されます。
- 認定の仕組みについて、例えば、西東京市産農産物キャラクター「めぐみちゃん」のように、認定をアピールするマークを用いたり、ステッカー等を受領・掲示できるなど、消費者にとって分かりやすい仕組みを構築していきます。
 西東京市産農産物キャラクター

ロネストを展生す キャラクター 「めぐみちゃん」

東大農場連携事業

3

- ⇒施策4-2 農の理解を通じた食を大切にする心の育成 農業体験の推進 4) (再掲)
 - ◆ 東大農場との間においては、平成19年度から「食育」「資源循環」に着目した事業を行ってきました。今後、児童・生徒、市民が幅広く食育について学習、体験することができるようにするために、東大農場との更なる連携を深めることについて協力を要請します。【教育企画課、企画政策課】
 - 東大農場は約15 haを占める市内有数の緑地であるとともに、戦前から農政・農学をリードする人材を輩出してきた、本市の重要な地域資源の一つです。
 - 東大農場では、農学に関する教育・研究の場として農作物が栽培されており、 専門的知見と農体験のフィールドが両立する、「食育」にふさわしい場です。
 - 市民団体「東大農場塾」「西東京 菜の花エコ・プロジェクト」とタイアップした「資源循環」型地域社会のモデルづくりの取組も行われてきました。
 - このような貴重な地域資源を活かした独自の取組として、平成19年度から、 「食育」「資源循環」に着目した連携事業をスタートしました。
 - 平成19年度は「収穫から食までの連続体験」、平成20年度は栽培のプロセスも組み込み「ひまわりの播種、栽培、収穫、搾油、食の体験授業」を実施しました。いのちを育むプロセスの始めから終わりまで関わる、連続性をもった総合的な取組となっています。
- また、東大農場のもつ専門性と地域貢献意欲、市民活動団体の協力を活かした、産学公連携の取組であることも特徴です。
- これまで、近隣の小学生を対象に事業を実施し、その結果は小学校校長会で報告し、今後は各校も取組を進めるよう周知してきました。継続的な実施に向け、東大農場、市民団体の蓄積したノウハウの活用と、本市を含む体制づくりと役割分担の整理が必要です。また東大農場の「食育・地域連携機能地区」を含む整備計画構想もあり、将来的にはさらなる取組の検討も考えられます。

食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション事業

⇒施策4-1食の自立と健康的な生活を実践する取組の推進 食の安全・安心 3) (再掲)

4

- ◆ 消費者である市民が、食品の安全性確保について知識と理解を深めるととも に、生産から消費までの段階に関わる関係者相互の間で情報や意見を交換す る機会を提供し、リスクコミュニケーションの促進を図ります。【健康年金 課、生活文化課】
- 産地の偽装や農薬の検出など、国内外を問わ ず、食の安全・安心が揺らいでいます。
- 消費者である市民が寄せる、食の安全・安心 への関心は高く、アンケート結果からも「知 識を増やす」「情報提供の充実」へのニーズ が非常に大きいと言えます。
- 正確な情報を理解し、判断・行動できるよう にするためには、事業者・行政は「消費者が、 どんなことに関心があるのか」、消費者は 「事業者がどんな取組をしているのか」につ いて互いに理解しあうことが重要です。
- ▶ 相互理解を深めるには、消費者、事業者、行 政等の関係者の間で、食品のリスクに関する 情報や意見を交換する、リスクコミュニケーションの促進が必要です。

食育に関するアンケートより

- ◇「家庭」での取組は、「安全な 食べ物の知識を増やす」「食品 表示を確認して購入」を9割以 上が「特に/ややしたい」。
- ◇「食品購入」は、鮮度、価格に 次いで、7割近くが「産地」を 重視。
- ◇「飲食店・レストラン」には、 「食品添加物の少ない食材の使 用」「有機野菜や無農薬野菜の 使用」を9割以上が「特に/や やして欲しい」。
- ◇「行政」には、「食中毒予防や 食品添加物、農薬など、食の安 全に関する情報提供の充実」を 9割以上が「特に/ややして欲
- 資料)西東京市「食育に関するアンケー ト」調査結果報告書(西東京市、 平成20年4月)
- 消費者生活展での情報提供や各種講座の実施といった、既存の「知識を増や す」「情報提供の充実」の取組では、関心の高い市民に参加が限られていま した。今後は、これまで個別に提供されていた情報を、「食の安全・安心」 の切り口で一覧できるような、提供の仕組みを整備します。また、食育月間 (毎年6月)に合わせ、情報提供するといった取組により、これまで関心の薄 かった市民も関心を高めるきっかけとなることを目指します。

特定健康診査・特定保健指導

5

⇒施策4-1食の自立と健康的な生活を実践する取組の推進 成人の食育 4) (再掲)

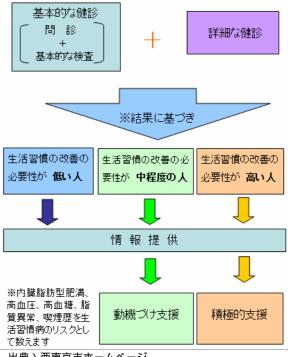
- ◆ メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目し、その要因となっている食生活や栄養バランスを含めた生活習慣を改善するために、対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を導きだすとともに、健康的な生活を維持することができるように働きかけていきます。【健康年金課】
- 平成20年4月から、国民健康保険や健康保険組合等それぞれの医療保険者が、40歳から74歳の被保険者を対象に、「特定健康診査」と、健診後の「特定保健指導」を実施することになりました。
- 生活習慣の改善の必要性が中程度及 び高い人は、特定保健指導の対象者 として、保健師、管理栄養士などの 保健指導実施者から指導を受けます。
- 保健指導では、初回の面接で保健師、 管理栄養士などが、対象者とともに、 生活習慣を振り返り、減量や運動な どの個別の行動目標を設定します。 行動目標を達成するために、就寝前 の食事摂取を控え階段の利用を増や すなど、対象者が取り組むことがで きる範囲で必要となる行動計画を作 成し、その目標達成に向けたサポー トを行います。

特定健康診査・特定保健指導の一連の流れ

特定健診・特定保健指導の一連の流れ

●健診・保健指導の目的

今後の健診・保健指導は内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることが目的となります。生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置付け、行動変容につながる保健指導を行います。



出典)西東京市ホームページ

http://www.city.nishitokyo.lg.jp/kurasi/kokuho/hoken zigyo/tokuteikenshin.hokenshidou/index.html

● また本市は18歳から39歳までを対象とする一般健康診査も行っています。40歳になって生活習慣を見直すのではなく、その前の段階から改善するよう、市民に周知していきます。

保育園・小学校を拠点に家庭・地域と連携した食育

⇒施策4-1食の自立と健康的な生活を実践する取組の推進 乳幼児と保護者の食育 (再掲、一部抜粋)

5) 保育園食育計画の推進

6

- ◆ 保育園食育計画に基づく「食を通じた子どもの健全育成」の推進【保育園】
- ◆ 「楽しく食べる子ども」への成長の促進【保育園】
- 6) 保育園栄養指導・食事指導・料理保育の実施
- ◆ 子どもの発達段階に応じた栄養指導【保育園】
- ◆ 子どもの発達段階に応じた食事指導【保育園】
- ◆ 食への関心を高め、望ましい食習慣を身につけるための指導【保育園】
- ◆ 植物を栽培、収穫し、食事作りを手伝う料理保育指導【保育園】
- 7) 保育園保護者への食育啓発
- ◆ 自宅での食事作りの支援、食生活リズムの形成に関する意識啓発【保育園】
- ◆ 子どもの状況に合わせた情報提供や相談などの個別指導【保育園】
- 8) 地域の子育て家庭への食育支援
- ◆ 講習会等への参加促進と相談環境整備検討【地域子育て支援センター ほか】
- ◆ 乳幼児に必要な食生活の具体的情報提供【地域子育て支援センター ほか】
- ⇒施策4-1食の自立と健康的な生活を実践する取組の推進 児童・生徒の食育 (再掲、一部抜粋)
- 1) 食育指導体制の整備
- ◆ 食育全体計画の策定【小学校、中学校、教育指導課】
- ◆ 食育全体計画の情報提供【小学校、中学校、教育指導課】
- 2) 学校給食を活用した食育指導
- ◆ 給食時間を活用した指導【小学校、教育指導課】
- ◆ 計画的かつ総合的な食育の推進【小学校、教育指導課】
- ◆ 児童・生徒の自主改善意欲の育成【小学校、教育指導課】
- ◆ 中学校給食の実施検討と食育の取組検討【中学校、学校運営課、教育指導課】
- 3) 家庭・学校・地域が連携した食育の推進
- ◆ 保護者に対する情報提供【小学校、教育指導課】
- ◆ 親子ぐるみで食の取組を実践する仕組みづくり検討【小学校、教育指導課】
- ◆ 食育に関する取組の情報提供【小学校、教育指導課】
- 4) 食育に関する研究・研修体制の充実
- ◆ 調査研究体制の充実と研修の充実【小学校、教育指導課】

核家族化や共働き世帯の増加などにより食生活が変化し、食卓を家族で囲む機会が減っています。そのため、家庭の食育機能が低下し、今まで家庭が担ってきた食に関する指導を、保育園や小学校で担う必要性が高まっています。「子どもから家族、地域へ」と、食育に取り組む主体が拡がるよう、働きかけを進めていきます。

- 保育園では、園児への指導に加え、保護者に対し、給食だよりの配布や給食試食会などによる意識啓発、食に関する育児の個別相談・指導を行っています。地域の子育て家庭に対しては、地域子育て支援センター3園を中心に、離乳食講習会などで、乳幼児の望ましい食生活を体験できる意識啓発プログラムを実施しています。
- 小学校では、児童に対し、野菜栽培などの体験 学習、食を取り巻く環境の学習、学校給食を活 用した指導に取り組んでいます。
- 保育園は、平成20年4月に全園共通の食育計画を作成しました。栄養士が個々に実施してきた 指導内容を共有し、全園児が一貫性のある指導

意識啓発プログラムの例

出典) 西東京市ホームページ http://www.city.nishitokyo.lg.jp/k osodate/hoikuen/chiiki_ko sodate_center/index.html

- を受けられることを意図しています。小学校は各校が食育の全体計画を平成 20年度中に作成し、平成21年度以降は各学年の年間指導計画を作成します。
- 今後は、全園・全校で食育の取組を同じように実施できるよう一定の標準化を進めるとともに、地域性や独自性を活かした実践が拡がることが重要です。各園・各校に配置されている栄養士が、その専門性を活かし、引き続き食育の中心を担うことが期待されるほか、栄養士とともに各園・各校で食育に取り組む人材が情報交換を行う場を設け、取組の共有化を図っていきます。
- また、保護者に対し、体験学習や授業でのグループ学習等の手伝いとしての 参加や朝食調べなど食事に関するアンケート調査、給食試食会を通じ、「子 どもから家族へ」と意識啓発を行っていきます。
- さらに、近隣の農家の協力を得て実施する学校農園や、給食の契約農家からの旬の野菜や栽培についての情報提供、子どもたちに直接語りかける場面を設けるなど連携を深めていきます。また、体験学習や授業でのグループ学習等の手伝いに、近隣の住民にも参加を呼びかけるなど、「子どもから地域へ」の意識啓発にも取り組みます。

コラム ちょっと一息 「健康的な食生活習慣への一歩」

毎日の生活の中で、食事を楽しく食べること、適量を食べること、食べ物と地域や環境との関わりを大切にすることを意識してみましょう。さらに、栄養のバランスの知識を学ぶことで、健康的な食生活習慣への一歩を踏み出しましょう。

「日常の食事で意識したいこと」



食事と「心」: 食事を、家族などと一緒に食べると、会話がはずんで一人より楽しく食べることができます。また家族が作ってくれる・作ってあげる料理は、 気持ちがこもって、よりおいしく感じられます。



食事と「からだ」: 生きるため、動くため、成長するためのエネルギーになります。おなかがすくと、具合が悪くなったりイライラしたりしませんか。食べ過ぎも食べなさ過ぎも、調子が悪くなるもとです。



食事と「社会・環境」: 地産地消は、地元産業の活性化や、遠くから運ぶエネルギーが不要なため環境保全にもつながります。また、食べ物を買い過ぎ・作り過ぎてゴミが増えると環境に負荷をかけます。適切な量を心がけましょう。

「栄養バランスの知識 ~一食の目安~」

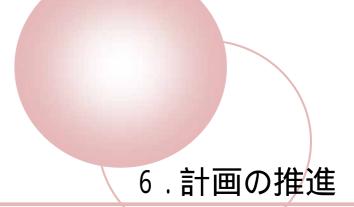


バランスの良い食事は、「1汁3菜」で、必ず赤(タンパク質)よりも緑(ビタミン)が多い事が重要です。

野菜が不足すると、すぐには体調は悪くなりませんが、徐々に太りやすくなったり、ケガが治りにくくなったりします。

ごはんは食べたら太る、と思われていますが、それは間違いです。取り過ぎ、減らし過ぎはともに良くありません。

出典) 西東京市食育推進計画モデル事業「食とはたけの学校」第1回テキスト 新出真理氏講演資料(西東京市、平成20年8月)



計画の進行管理の仕組みを示します。

6.計画の推進

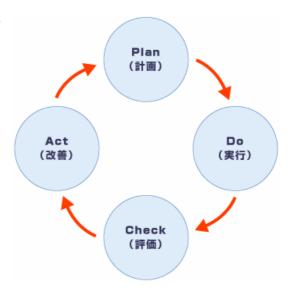
6-1 計画の進捗の把握・評価

計画の進捗状況を踏まえ、適切な見直しが行われている状態、また計画の進捗状況による効果が把握され、誰もが知ることができる状態を目指し、計画の進捗の把握、評価、見直しを行います。

1 PDCAサイクルによる進行管理

計画の進捗状況については、食育の主体の取組状況を把握・評価していきます。

また、本計画を「計画<u>P</u>lan」とし、 毎年、「実行<u>D</u>o」「評価<u>C</u>heck」 「改善<u>A</u>ction」を繰り返す、PDC Aサイクルによる進行管理で取組状況を点 検・評価し、次年度の改善や見直しに活用 します。



2 指標設定と評価結果の公表

計画の進捗状況は、客観的な指標である「食育推進の指標と目標値」により把握し、評価を行います。

「食育推進の指標と目標値」を設定することで、計画により何を実現したいかが 明確になります。また、取組の達成状況を把握することで、より力を入れるべき取 組が明確になり、効果を高めることができます。

なお、計画の進捗状況と評価結果については、ホームページ等で公表します。

3 計画の「効果」に基づく見直し

本計画は計画期間を5年としており、平成25年度に見直しを行います。見直しにあたっては、「食育推進の指標と目標値」に基づき行うことで、計画によって得られた効果と生じている課題を明確にし、見直しの精度を高めます。

6-2 食育推進の指標と目標値

「食育推進の指標と目標値」は、施策や重点事業を代表し、その効果を映すことを考慮するとともに、計画の進捗の把握・評価につながることを重視して設定しています。

食育推進の指標と目標値

(1/3)

基本目標	食育推進の指標	平成 19年度 現状値	平成25年度目標	設定の理由	指標の解説、出典
1 食の自立と健康的な生活を実践する取組の充実	離乳食講習会への参加者数	参加者 数 364人	/	●子どもの順調な発育 のための情報提供に より望ましい食習慣 形成を支援します。	●参加者数:子ども家庭支援センターが行う 離乳食講習会への延べ参加者数。
	朝食をほぼ毎日食べる人の割合	小学生 98.3%	/	●規則的な食習慣は、 健康づくりに欠かす	●小学生:平成19年度アンケートより。保護者が子どもについて回答。なお「ほぼ毎日」は「週4、5日以上」を指す。 ●20歳以上:健康づくり推進プラン(平成14
		20歳以 上 87.4%	1	ことのできない取組 年3月)より。平成22または2 です。 じ調査項目で調査の予定。	年3月)より。平成22または23年度同 じ調査項目で調査の予定。
	栄養のバランス やエネルギーを 考えて食事をし ている人の割合	小学生 以上の 52.9% 男性	1	●野菜摂取は栄養バラ 康づくり推進プラン	●小学生以上の男性、小学生以上の女性:健 康づくり推進プラン(平成 14 年 3 月)よ り。平成 22 または 23 年度同じ調査項目で
		小学生 以上の 70.7% 女性	1		
	西東京市国民健 康保険における 特定健康診査の 受診率	受診率 39.1%	/	●生活習慣病は、自覚 症状がないまま進行 するため、特定健康 診査は個人が生活習	●受診率:40~74歳の西東京市国民健康保険加入者の受診率(ただし現状値は老人保健法で実施していた基本健康診査の受診率で、参考値である)。
	西東京市国民健 康保険における 特定保健指導の 実施率	実施率	1	慣を振り返る有効な機会であり、特定保健指導により生活習慣の見直しにつながります。	●実施率:40~74歳の西東京市国民健康保険加入者で、当該年度に特定保健指導の対象とされた人に対する特定保健指導の実施率(平成20年度からの事業であるため、現状値は平成20年4月以降に把握する)。
	安全な食べ物に 関する知識を増 やしたい人の割 合	小学生 の保護 98.3% 者	1	●消費者である市民が 正確な情報を理解・ 選択できるよう啓 発・支援が必要で	●小学生の保護者:平成 19 年度アンケートより。

- ・ は、国の食育基本計画の目標に準じた目標です。
- ・ は、平成19年度以外のデータです。
- ・「平成19年度アンケート」は、「西東京市「食育に関するアンケート」調査結果報告書」(西東京市、平成20年4月)を指します。
- ・「都の現状値」とは、「食生活と食育に関する世論調査」(東京都、平成19年8月)の数値です。
- ・「都の指標」とは、「東京都食育推進計画」(東京都、平成18年9月)の指標です。

基本目標	食育推進の指標	平成19年度 現状値	平成25年度目標	設定の理由	指標の解説、出典
2 農	学校農園設置校 数	小学校 11校	1	●体験を通して食べ物 や命の大切さ、感謝 の気持ちを学ぶ大切 な場です。	●小学校:全 19 校中学校農園 11 校
	食育をテーマと する東大農場連 携事業への参加 校数(累積)	参加校数 (累積)	1	●体験を通して食べ物 や命の大切さ、感謝 の気持ちを学ぶ大切 な場です。	●参加校数(累積):食育をテーマとする東 大農場連携事業への参加校の累積数。
長の理解を通じた食を大切にする心の育成	地元の農産物を食べたい・購入したい人の割合	小学生 の保護 87.9% 者		●地場産農産物は、旬	●小学生の保護者:平成19年度アンケートより地元の農産物を「多少割高でも」あるいは「同程度の価格であれば」購入したい割合。
		16歳以 上の市 83% 民	1	の新鮮なものが多く栄養的に優れています。	●16歳以上の市民:平成14年度農業振興計画策定委員会調査報告書より市内で生産された農産物を「ぜひ」「できれば」食べたい割合。
	「食育・地産地 消推進店」認定 件数	認定件数	1	●推進店の取組を通じ て、市民の身近なと ころで食育を周知で きます。	●今後、認定制度立ち上げ・把握
	食材を無駄なく 使いきるように している人の割 合	18歳以 上の市 56.9% 民	1	●もったいないという 気持ちで、食べ物な どを大切にすること が重要です。	●18 歳以上の市民:西東京市環境基本計画策定に係る環境アンケート調査結果報告書(平成15年3月)より、食材を無駄なく使いきることを「いつも行っている」人の割合。

- ・ は、国の食育基本計画の目標に準じた目標です。
- ・ は、平成19年度以外のデータです。
- ・「平成19年度アンケート」は、「西東京市「食育に関するアンケート」調査結果報告書」(西東京市、平成20年4月)を指します。
- ・「都の現状値」とは、「食生活と食育に関する世論調査」(東京都、平成19年8月)の数値です。
- ・「都の指標」とは、「東京都食育推進計画」(東京都、平成18年9月)の指標です。

基本目標	食育推進の指標	平成 19年度 現状値	平成25年度目標	設定の理由	指標の解説、出典	
3	食育の推進に関 わるボランティ ア数	ボラン ティア 125人 数	1	●地域における食育活 動を進めるために必 要な人材です。	 ●西東京市地域活動栄養士会:6人 ●保谷縁農サークル:67人 ●保谷楽農塾:39人 ●西東京食 育チーム:13人 (いずれも平成20年6月末現在) 	
人と人とのつ	家族と一緒に夕 食をほぼ毎日食 べる人の割合	小学生 の保護 93.8% 者	/	●家族団らんの食事 は、マナー習得に加 え、食を楽しむ心も 育みます。	●小学生の保護者:平成19年度アンケートより。なお「ほぼ毎日」とは「週4、5日以上」を指す。	
つながりによる広がりある食育の推進	緑黄色野菜を1 日1回以上食べ ている人の割合	子 91.3%	1	●野菜摂取は栄養バランス向上、満腹感による肥満防止にもつながります。	●子、成人:健康づくり推進プラン(平成 14 年 3 月)より。「子」については、未就学 児のいる保護者が調査対象。平成 22 または	
		成人 70.4%	1		23 年度同じ調査項目で調査の予定。	
	その他の野菜、 海藻、きのこ類 を1日1回以上 食べている人の 割合	子 85.0%	1		●子、成人:健康づくり推進プラン(平成 14 年 3 月)より。「子」については、未就学 児のいる保護者が調査対象。平成 22 または	
		成人 64.7%	1		23 年度同じ調査項目で調査の予定。	
	「食育」の意味 を知っている人 の割合	小学生 の保護 73.3% 者	1	●食育推進には「食育」という言葉の意味の理解が必要です。	●小学生の保護者:平成 19 年度アンケートより。	

- ・ は、国の食育基本計画の目標に準じた目標です。
- ・ は、平成19年度以外のデータです。
- ・「平成19年度アンケート」は、「西東京市「食育に関するアンケート」調査結果報告書」(西東京市、平成20年4月)を指します。
- ・「都の現状値」とは、「食生活と食育に関する世論調査」(東京都、平成19年8月)の数値です。
- ・「都の指標」とは、「東京都食育推進計画」(東京都、平成18年9月)の指標です。

コラム ちょっと一息 「北多摩の食 小麦文化の継承」

食文化を知ることは、その土地の風土を知ることであり、生活・健康の知恵を学ぶことでもあります。北多摩地区では伝統的に小麦を使った郷土料理(うどん等)があり、現在、市内でも、食の継承に向けた小麦づくり等の取組が行われています。

北多摩地区の小麦文化

西東京市のある北多摩地区は、伝統的に小麦文化の地域に属しています。「田無」という地名も、水が少なく水田で稲を育てることは難しかった地域の特性を反映しています。そのため、小麦が栽培されてきました。



「うどん」と「ゆでまんじゅう」

栽培した小麦は、うどんに打ったりまんじゅうにして食べてきました。

郷土料理として伝わる「うどん」は、ゆでうどんを水でしめてざるに盛り、季節の茹で野菜を添えて食卓に並べ、温かい付け汁で食べるものです。結婚式など多くの人が集まるお祝いごとの際に、ごちそうの最後の締めくくりとしてうどんが食べられることも多かったそうです。

他にも、ゆでまんじゅう(練った小麦粉の生地で餡を包み、ゆでたもの)が手軽なおやつとして伝わります。

「めぐみちゃん小麦」

現在、市内には小麦を販売目的で栽培している農家はない状況です。農家有志とJA東京みらい、市が連携して、遊休農地対策、景観対策、食文化の継承も目指し、小麦づくり事業を実施し、「めぐみちゃん小麦」として販売しています。

うどん

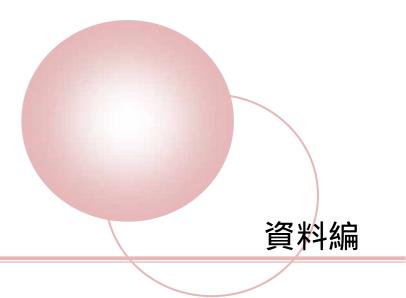


ゆでまんじゅう



めぐみちゃん小麦





資料編

資料1 計画の策定経過

1 西東京市食育推進計画策定検討会議設置要綱

第1 設置

食育基本法(平成17年法律第第63号)第18条に規定する市町村食育推進計画 (以下「推進計画」という。)の策定に向けた検討を行うため、西東京市食育推進 計画策定検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

第2 所掌事務

検討会議は、推進計画の策定に関する協議及び検討を行う。

2 検討会議は、前項により協議及び検討をした内容を市長に報告する。

第3 組織

検討会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 公募による市民 2人以内
- (3) 行政機関職員 2人以内

第4 任期

検討会議の構成員の任期は、市長が依頼した日から第2の所掌事務が終了するときまでとする。

第5 座長及び副座長

検討会議に座長及び副座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

検討会議は、座長が招集する。

- 2 検討会議は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、 座長の決するところによる。
- 4 その他検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

第7 意見の聴取

座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を 聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 報償

検討会議の構成員(第3第3号の構成員を除く。)が検討会議に出席したときは、

予算の範囲内で報償を支給する。

第9 検討部会

検討会議の所掌事務に関し、次に掲げる事項をあらかじめ調査し、その内容を検討会議に報告するため、食育推進計画検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

- (1) 食育基本法が規定する市の事務に関する事項
- (2) 食育基本法第33条に規定する市町村食育推進会議の設置に係る事項
- (3) 推進計画を策定するに当たり必要とする事項
- (4) 推進計画の内容その他食育に関し必要な事項
- 2 部会の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 企画部企画政策課長
 - (2) 市民部健康年金課長
 - (3) 生活環境部生活文化課長
 - (4) 生活環境部産業振興課長
 - (5) 子育て支援部子育て支援課長
 - (6) 子育て支援部保育課長
 - (7) 教育部教育企画課長
 - (8) 教育部教育指導課長
 - (9) 教育部公民館長
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は企画部企画政策課長をもって充て、 副部会長は市民部健康年金課長をもって充てる。
- 4 部会の運営等については、第5第2項及び第3項、第6並びに第7の規定を準用 する。

第10 庶務

検討会議及び部会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会議及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 西東京市食育推進計画策定検討会議名簿

平成20年6月2日現在

			'	がとり十つハーとロが圧
	氏	名	職等	備考
1	うぇき だ	^{たかと} 隆人	多摩小平保健所 所長	
2	うえだ 上田 リ	ゆかり		公募市民
3	* ^{* * * * *} * * * * * * * * * * * * *	^{ぁきこ} 明子		公募市民
4	e e e 佐々木	治人	東京大学大学院農業生命科学研究科附属農場 准教授	
5	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	^{れいこ} 鈴子	西東京市立栄小学校 校長	東京都公立小学校にお ける食育に関する検討 委員会委員
6	新出	ま り 真理	管理栄養士 健保連巡回健保コンサルタント	
7	たばた ル田畑	^{ト(ずみ} 泉	独立行政法人 国立健康栄養研究所	
8	貫井	まさひこ 正 彦	西東京市農業委員会 会長	

(五十音順 敬称略 座長 副座長)

3 西東京市食育推進計画策定検討会議 検討過程

回数	開催日				検討内容
			2日 (月)		●依頼状交付
					●食育推進計画策定検討会議の運営について
第1回	平成20年	6日		1)	●座長・副座長の選出
73.10	173220-	0/1		, ,	●これまでの取組について
					●検討事項及びスケジュール(案)について
					●今後の会議日程について
					●食育推進計画モデル事業について
第2回	平成20年	8月1	9日(少	()	●食育関連事業団体ヒアリングについて
					●食育推進計画の将来像及び施策の柱(案)等について
					●第1回食育推進計画モデル事業について(報告)
第3回	亚成20年 1	亚世20年 10日14	0日(全)	●第2回食育推進計画モデル事業について	
おり凹	平成20年 10月10日(金)			Z)	●食育関連団体ヒアリングについて
					●西東京市食育推進計画(案)について
第4回	 平成20年 1	11日2	70 (-	⊢ \	●市民まつり意見聴取の結果について
第4 凹	平成20年	11/1/2	2/口(/	N)	●西東京市食育推進計画(案)について
签点	亚世 2.4 年	4 🗖		`	
第5回	平成21年	1H	П ()	
	- D t-		_	_	
第6回	平成21年	2月	日 ()	

4 西東京市食育推進計画 モデル事業「食とはたけの学校」

回数	開催日	内容
第1回	平成20年 8月23日(土)	●健康的な食生活習慣を学び、自分の生活を見直そう!
第2回	平成20年 10月25日(土)	●地元でとれる食べ物の良さや知恵を学び、毎日の生活に 取り入れよう!
第3回	平成20年 12月13日(土)	●食べ物を「いただく」心と、みんなでつくり、食べる楽 しさを感じよう!

5 市民まつりブース出展

開催日	内容
平成20年11月 8日(土) 平成20年11月 9日(日)	

2008年10月 西東京市

食育ニュース 第1号をお露 けします!



西東京市は、「食育推進計画」を策定します!

「食真推進計画」の筆定に合わせ、これから3回、計画策定にまつわるニュース、西東京市にお ける食育の取り組み、伝統食に関するコラムなどをお届けします。 旨さんの健康で、楽しく、美味しい食生活のヒントになれば幸いです!

農産物 キャラクター "めぐみちゃん"

育」・「食育推進計画」って何だ?

☆食育とは食事の重要性を理解する事

食育とは、簡単に言うと、こころとからだがと もに健康で豊かな生活が送れるように、一人ひと りが、生活の最も基本である「食事」の重要性を 理解し、栄養のバランスのとれた食事や料理法、 安全な食材の選び方・調達方法を学ぶことを基本 的な目標としています。



☆メタボ、食に対する不安、孤食、伝統食 の衰退などの解消・改善!

食育をすすめることで、メタボリック症候群や 生活習慣病患者の増加、食品の偽装表示等による食 に対する不安の増大、孤食(一人で食事をすること) の増加、国や地域の伝統食の衰退などの解消・改善 につながります。

※食育の定義:短期目標が健康づくりに直接関係していなく とも、中・長期的に個人または集団の健康づくりに寄与す ることが期待でき、子どもから高齢者まで生涯を通じて行 「食」に関係したすべての取り組み、 (参照:独立行政法人 国立健康、栄養研究所 研究事業)

☆「食育推進計画」を策定します!

西東京市では、皆さんの健康で充実した 生活の実現を目指し、食育の方針を定めた 「食育推進計画」づくりを進めています。

専門家、市民の皆さん、食育に取り組む 関連団体など、様々な方々の意見や活動動 向を踏まえ、平成21年3月に策定する予 定です。

ご意見、ご質問等は随時受け付けており ます。是非お寄せ下さい。

(☆お問い合わせ先: P4 をご参照下さい)



いろいろ始まっているよ!「食育」の取組①「エコステーションあい・あい」

●有機野菜の販売

西東京市役所田無庁舎前の 「エコステーション あい・あ い」という有機野菜のお店をご 存じでしょうか?

このお店は、現在、NPO 法人 全国有機農業推進協議会・事務 局でも活躍されている澤田史子 さんが中心となって運営してい る、有機野菜の販売所兼レスト ランです。

●みどいの地球を!

澤田さんは、「環境を守って、 みどりの地球を子ども達に渡す には有機野菜の推進が必要」と 感じ、30年程前から有機野菜 の促進・販売に係わっていらっ しゃいます。「エコステーショ

ンあい・あい」はその過程で 誕生しました。

●国産を使っています!

扱っている食材の90%は国 産で、「生産者の顔が見える野 菜」。お店では、有機野菜の販売 の他、その時々の食材を使って 美味しいお料理を出されていま 寸。

澤田さんは、食と健康に関する アドバイスやレシビの紹介など もされており、アレルギーなど 子ともの健康に関心を持つ若 いお母さん達にとっても、とて も頼もしい存在です。

でしょうか?



「重野菜のラタトゥユ」







是非一度訪れてみてはいかが ★住所:西東京市南町 5-3-5 ★電話:042-462-1955

1

3. 第1回モデル事業の報告 ~「食とはたけの学校」~

●「食育推進計画」の策定に合わせて、市民の皆さんを対象としたモテル事業(計4回)を実施しています。この度、第1回モテル事業を行いました。

日時: 平成20年8月23日(土)9:00~12:30

場所: 桜井さんの畑、冨岡農園、保谷中学校体育館 参加者: 市内40名の親子

テーマ:「健康的な食生活習慣を学び、自分の生活を見直そう!」

プログラム:

9:00 桜井正行さんの畑で「食とはたけの学校」スタート!

9:10 ☆食とはたけの学校の説明

☆植え付け作業の説明

☆キャベツ・大根・サニーレタスの植え付け

☆畑の見学

10:25 富岡農園の見学(富岡誠一さん)

11:05 保谷中学校体育館

☆講演① 新出真理さん(健康教育コンサルタント)

12:00 ☆講演② 桜井正行さん(西東京市農家)



キャベツ、大根、サニーレタスの植え付けを行いました!

●小雨がばらつく中、桜井正行さんの畑で、キャベツ、大根、サニーレタスの植え付けが無事に行われました。参加者の皆さんは、思っていたよりキャベツの苗やサニーレタスの種が小さくてびっくりしていたよ



講演(1) 新出真理さん:「食事・食生活とわたしたち」というテーマでお話を伺いました!



食事バランスガイドについて お話をされる新出真理さん

●食事は、「こころ、からだ、社会・環境」に影響を及ぼします!

食事は、思いをこめて作り、一緒に食べることで、私達に「嬉しい」、「楽しい」 という気持ちや、生きるために必要なエネルギーを与え、私達の体をつくるとい う、こころとからだにとってとても大事な役割を持っています。

また、地域の旬の産物を使うことで地域力を高めたり、適切な分量を調理する ことでゴミを減量するなど、社会や環境にも大きな影響を与える、というお話を 何いました。まずは、毎日何気なく取っている食事の持つ力について、意識する ようにしたいですね。

●理想的な食事は1食「一汁三菜」!

ご飯と汁物1つ、おかずを3品そろえるのが基本。おかずの中でも、「主菜」 1品(卵、肉、魚など)、「副菜」2品(野菜、海草、きのご類など)が理想的と のことです!

2

護漢② 桜井正行さん:「地産地消」についてのお話を伺いました!

●「おいしくて安全な野菜」をつくっている地元の農家を支えて!

「おいしくて安全な野菜をつくる」努力をしている地元の農家を応援してほ しい(地元の作物を消費して欲しい(=地産地消))、というお話を伺いました。 具体的な取り組みとして、安全性確保を目的とした「トレーサビリティ」や 減職契のための「フェロモントラップ」(*)について紹介されました。地元の 農家の作物を購入する利点は、何よりも「生産者の顔」が見えること。自分の 目で、生産過程についても確かめることができます。また、何よりも野菜の「新 鮮さ」が魅力!です。

●どんどん地元の農家に声をかけて!

桜井さんは、西東京市にはたくさんの有人農作物 直売所があるので「どんどん声を掛けて!」とおっ しゃっていました。皆さんも、地元農家の方々を応 援しながら「おいしくて安全な野菜」を調達する、「野 菜上手」になられてはいかがでしょうか?

市では、直売所情報を掲載した「西東京市農産物 マップ」を発行していますので、こちらもご参照く ださい。マップは、産業振興課、公民館、図書館な どで配布しています。



「フェロモントラップ」(*) の説明をされる桜井正行さん

*鎖(水)の鏡(以)の語因物質(2位 セ))で集まった虫が水に落ちる仕掛け。水に落ちる虫の量を測定することで虫の量が最大になる時期を予測し、 農薬の散布期を判断するもの。

これにより、少ない農業で効果的に 防虫を施すことができ、減農業の効果 があります。



桜井さんの畑の直売所

■「食とはたけの学校」アンケート結果■

●アンケートでは、「楽しかった」、「種がちいさくてぴっくりした」、そして「勉強になった」などの意見を 多数いただきました!

R

畑での植え付け作業

- ①色々な野菜を見ることができて楽しかった。②種が小さくてびっくりした。
- ③自分が植えた大根がちゃんと育つか楽しみ。 4畑の作業はすごく楽しかった。

1日野菜を6品 目も食べなくて はいけないなん てびっくり!!



講演会 (新出真理さん・桜井正行さん)

- ①野菜を食べたい。
- 2バランス良く食べたい。
- 3「一汁三菜」を心がけたい。
- 4知らないこともいろいろ知った。
- 5三食、きちんと食べたい。食べ過ぎに気を付けたい。 6農家の方がいろいろな努力をしていることがわか
- った。



お土産に、西東京市産のじゃがいもとナスをいた

がき速しが

●平成20年8月19日(火)に、第2回食育推進計画策定検討会議を開催しました。

西東京市では、「食育推進計画」の策定を行う「策定検討会議」を開催しています。第2回会議では、主に計画の「将来像及び施策の柱(案)」等について検討しました。



5. 団体ヒアリングの報告



- ●市内のさまざまな団体・企業等の食育の取り組みをヒアリングしています。
- ■ワーカーズ・コレクティブ ちろりん村



【取組内容】

- キッズキッチン・インストラクター による子どもの調理体験
- 「ふれーずシェフ」(3才から小学校特学年の子ども達が、自分の力で1汁2 菜の献立を作り上げる) など

■シチズン・ホールディングス



【取組内容】

- 社員食堂での「健康定食」の導入
- ・理想的なお弁当を食べながらの「食事 講習会」
- ・特定検診後の指導 など

■保谷縁農サークル

【取組内容】

- ・住吉公民館講座「農を知る」修了生によ る、 地元農家の支援
- ・農業技術に関する座学、研修会 など

■西東京市農業委員会

【取組内容】

- 小麦づくり食育事業
- · 安心安全農業推進事業
- ・接農ボランティアの養成 など

第1回 食育コラム「身近な農業と食文化:旧田無市市名由来と江戸東京野菜」

●田無=「田」が「無い」?

西東京市は、平成 13年(2001年)に旧保谷市と旧田無市が合併してできた市です。ご存じの方も多いかと思いますが、旧田無市の市名の由来は、文字通りこの地一体には「田」が「無」かったことから、という説が有力と言われています。

田無を含む多摩地域では野菜の栽培が中心でしたが、今、改めて江戸 東京野菜という江戸・東京発祥の野 菜が注目を集めています。

●江戸東京野菜って?

今ではすっかり都市化して、食料 自給率も1%となっている東京都で すが、昔はたくさん野菜を作ってい ました。最も有名なのは、恐らく「小 松菜」でしょう。

小松菜は、江戸時代、徳川吉宗が 江戸川区新小岩近くの小松川に鷹狩 りに訪れた際、食事のすまし汁にそ の辺に生えていた青菜を入れたら 美味しかった、というので「小松菜」と命名されたと伝えられています。東京都は、実は今でも小松菜の生産量が、なんと全国1位です。その他、西東京市に近い江戸東京野菜としては、「練馬大根」や「井荻うど」などがありますが、これ以外にもたくさんの種類があります(下図参照)。

●地産地消と文化の継承

今、地産地消が注目される中、地元の味も形も特徴的な江戸 東京野菜の継承・復活を目指した活動が各地で起きています。 西東京市では、現在、キャベツの収穫量が多摩地域で1位です が、江戸東京野菜を含め、身近な食材とその歴史について考え ると毎日の食卓がもっと豊かに楽しくなりそうですね!

~ 江戸東京野菜マップ ~



参考:食材の寺子屋「食から日本を考える」NPO 法人『良い食材を伝える会』2007 など 出典(図): 小金井市HPhttp://www.edotokyo-yassup-edoyanai/edoyasai.man/

■問い合わせ先

西東京市企画部企画政策課

住所:西東京市南町5-6-13 田無庁舎

電話: 042-464-1311 (内線1122) FAX: 042-463-9585 E-mail: kikaku@city.nishitokyo.lg.jp

4

2008年12月 西東京市

もぎたてニュースを お届けします!

西東京市は、「食育推進計画」(平成21年3月)を策定します!

「食育機進計画」の崔定にまつわるニュース、西東京市における食育の取り組み、伝統食に関 するコラムなどをお届けしています。

10月の第3回。11月の第1回の食育推進計画筆定検討会議にて計画業の検討が行われました。 第2回モデル事業は、地産地消や西東京市の郷土料理などについて広く知る機会になりました。



騰座物 キャラクタ・ めぐみちゃん。

食育推進計画」の将来像(案)と3つの基本目標(案)

西東京市食育推進計画の将来像(案) 食が織りなす、豊かな暮らしのあるまち

食の自立と健康 的な生活を実践 する取組の充実 荷食 パランスよく みんなで楽しく食べます 市民 市民活動 事業者 団体 基本回標2(素) 基本日報3(素) 機の理解を通じ 人と人とのつながり た食を大切にす による広がりある食 る心の育成 育の推進 めぐみとまごころに感謝し ~伝えあい、守り育でながら

●将来像(案)と3つの基本目標(案)

策定検討会議では、10月10日に第3回、11月27日に 第4回の会議を開催し、将来像(案)と3つの基本目標(案) を検討しました。

●将来像(案)とは

「食育推進計画」で実現を目指す姿です。

食が織りなす、豊かな暮らしのあるまち

食は生活の根幹であり、健康や個人の生活の質、生きが いを支え、人生を豊かにする大切なものです。市民一人ひ とりが食について意識を高め、健全な食生活を実践する動きを、NPO等市民活動団体・事業者・行政が連携し、支えることにより、すべての市民と未来を担う子どもたちが 生涯にわたり健全な心息を培い、深い人間性を育み豊かに 暮らす「西東京市」をめざします。

●3 つの基本目標(案)とは

3 つの基本目標(案)に基づき、具体的な取組を進めます。

西東京市の農業と郷土料理

●西東京市の農業

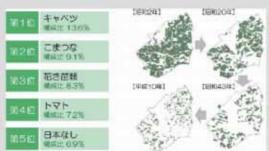
皆さんのおうちの周りで、農地を目にしますか?と んなものが育てられているか、ご存知ですか? 西東京市では、住宅地のそばでも比較的農地を見る

ことができます。このように、都市の近くで営まれる 農業を「都市農業」と呼んでいます。

都市農業は、都市に暮らす人に新鮮な農産物を供給 するとともに、水や緑、自然空間が広がるため環境や 景観の維持や、ゆとり、うるおいの提供といった貴重 な役割も担っています。 市内で多くつくられているのは、キャベツ、こまつ

な、花き苗類(観賞用の植物等)、トマト、日本なしと 続きます(農業産出額ベース)。 葉物を中心としながら、 果物もつくられているのが特徴です

農地面積は、右図のように、昔に比べ減少し、今は 市域の1割程度(平成14年1月現在188ha)です。



平成20年3月) ※平成18年

出典) 多摩の農業(関東農政局、 出典) 西東京市農業振興計画 (西 東京市、平成16年3月) ※1/25000 地形図より作成

●西東京市の機士料理

西東京市を含む、北多摩地区では伝統的に小麦が栽培されてきました。うどん等の郷土料理が現在も伝わ っています。地域の食文化を知ることは、その土地の風土を知ることであり、生活・健康の知恵を学ぶこと

この地域では、季節の茹で野菜と一緒に、冷たい麺を温かい汁につけて食べる、という伝統的な食べ方が 継承されていますが、地元でとれる旬のものを上手に使った、栄養バランスもとれたものになっています。

第2回モデル事業の報告 ~「食とはたけの学校」





~地元でとれる食べ物の良さや知恵を学び、毎日の生活に取り入れよう~

●「食育推進計画」の策定に合わせて、市民の皆さんを対象としたモデル事業(計4回)を実施しています。 この度、第2回モデル事業を行いました。

日時: 平成20年10月25日(土)9:00~13:30

9:00 JA東京みらい保谷支店集合

9:10 麦畑(保谷小学校構)到着

「はたけの学校」スタート!

畑の説明(西東京市産業振興課篠宮課長より)

①麦蒔き(*雨天の為、中止)

10:30 桜井さんの畑に到着

②稲と小麦のお話し(富岡さんより)

③ダイコンの収穫

徒歩で保谷中学に移動

11:00 「食の学校」

④「地産地消について考えよう」(グループワーク)

⑤西東京市の郷土料理「手打ちうどん」について知ろう!食べよう!

講師:下田美穂(西東京市市民部健康年金課成人保健係)



はたけの学校



1)麦の種まき

(2)稲と小麦のお話

を聞きました!

をしました! 畑の土を踏んで、ふか ふか"の感触を体感し



前日の雨で撒くことができ ませんでした・・・畑は天候に 大きく左右されることを学び ました。代わりに、土の感触を 体感しました

(於:保谷小学校横の麦畑)

●小麦粉にも、タンパク質(グルテン)の量によって、名前と食態 が違うことを学んだよ。西東京市 近辺では、農林61号という種類 が標準なんだって。 (於:トミー倶楽部)

2

3ダイコンの収穫

をしました!

片手では抜けない! 大地で すくすく育った力強さを実感!



前回の食とはたけの学校で 自分たちで種まきをしたダイコ ンを収穫しました

(於:桜井さんの畑)

食の学校



★今回の「食の学校」のテーマは、「地産地消と郷土料理」。 地元の食材を生活に取り入れるメリットについて考えました。美味しく、栄養豊富で、新鮮な地元の食材を使うのは一石三鳥(?)です!また、地元の食材を使った郷土料理からは、地域の歴史や文化を知る事ができます。

4 地産地消について考えよう」~地域の食べ物はどうして良いの?~

Q1. 食料自給率40%ってどういう事?



日本の食料自給率が40%と低い中で、地元でとれる食べ物を食べることは自給率のアップにつながることの他にも、色々良いことがあることを学びました。

そして、小学生と大人のグループに各々分かれて、これから毎日 の暮らしの中で取り組みたいことを話し合いました。





改めて食について考えると、私

日本食の代名詞、 天ふら そばの材料もほとんど輸 出に頼っていることが分 かったよ。

5 西東京市の郷土料理「手打ちうどん」について知ろう!食べよう!

西東京市の位置する武蔵野台地は、水に恵まれず、稲作には向いていませんでした。代わりに小麦が栽培され、うどんづくりが盛んでした。今でも伝統的なうどんの食べ方が伝わっています。

今日はこの郷土料理「手打ちうどん」と、同じように小麦粉を使った「ゆでまんじゅう」を試食しました!



4. 市民まつりへのブース出展

●11月8日(土)、9日(日)に市民まつりにブースを出展しました。 「食生活」健全度のセルフチェックやモデル事業のパネル展示を行いました。



●ブース内の様子

5. 「食育」の取組~その②~:体験農園と小麦づくり

●「体験農園」って何?

保谷中学校の近くにある、トミ ー倶楽部を、みなさんご存じでし ょうか?

ここは冨岡さんが経営する「体 験農園」。農業のプロである農家か ら指導を受けながら、自分の区面 で農作業をすることができます。

体験機関では、何をいつ植える かは農家が決めてくれます(作付 計画書)。それにそって契約者が農 作業を行います。

トミー倶楽部の場合、年間契約 料4万(入園料、指導料、収穫物 の買い上げ料を含む。)。 現在ある 100区画は全て契約済み、と大人 気です。

●体験機団のよいところ

人気の秘訣は「ブロの指導」。初 心者一人では失敗しがちな点も、 農家がしっかりフォローしてくれ ます。

このほか体験農園は、契約者本 人が楽しめるだけでなく、他にも よいところがある仕組みです。

- ①高齢化などで農家だけでは維持 できない畑も、体験農園方式で あれば維持できる。
- ②農業活動を通じて、隣の区画の 人など、仲間ができる。
- ③農家の指導で 整然とした畑 になり、まち の美観を作る。





●めぐみちゃん小麦の会

富岡さんは、体験農園のほか、 「めぐみちゃん小麦の会」の活動 もしています。

この会は、農家有志とJA、市 が連携して、遊休農地を使って小 麦を育てる会。小麦の広がる美し い景観を楽しみつつ、小麦をつく ってきた北多摩の食文化の継承も 目指しています。栽培した小麦は、 西東京市産農産物のキャラクター

Oil.

めぐみちゃんに ちなみ、「めぐみ ちゃん小麦」と して販売されて います。

販売場所: 市役所の売店 (210円/500s)



第2回食育コラム: からだと環境に優しい

「からだ」にやさしい、うどんのお話

西東京市の郷土料理、「手打ちうどん」についてお話をしましたが、うどんにはどのような栄養があるか、ご存知ですか? 渋泊な見た目(?)とは実験に、 実はとても優秀な食材なのです!

■消化の良い炭水化物

うどんの主成分は、炭水化物(約75%)、タンパク 質(9%)、脂質(約2%)、水分(約14%)で、微 量ながら各種ミネラルやピタミンがあります。

炭水化物の大部分は糖質 (デンブン) ですが、うどんの糖質は消化・吸収されやすいので、消化時に胃に 血液が集中せず、効率よく脳にエネルギーを行き渡ら せることができます。

■高タンパク・低カロリー:健康と美容に良い? うどんはごはんやパンなどの他の主食に比べて、タンパク質が多く、低カロリーという利点もあります。

[表1]

	ゆでうどん (250g)	ごはん (140g)	食パン (60g)	
エネルギー(kcal)	262.5	235. 2	158. 4	
タンパク質(g)	6. 5	3.5	5. 6	
脂質 (g)	1	0.42	2.6	e
炭水化物(g)	54	51.9	28	

参考文献 (目わが寄はうどん主義11 加冊写文 (2008)

■弱点って?

良いことづくしのうどんですが、実は、小麦粉のタンパク質には、必須アミノ酸のひとつ (リジン) が少ない、という弱点があります。

必須アミノ酸とは、体内で合成できない(=食べ物から摂取するしかない)9種のタンパク質を指しますが、全種がパランス良く摂取されないと、骨や筋肉、血液の合成がうまくできなくなります。

■郷土料理に見る先人の知恵

しかし、そんな弱点も、リジンの多い豚肉や、ビタミン、ミネラルを多く含む季節の野菜やきのご類と一緒に食べることで、克服できます!

手打ちうどんも、(豚の) 肉汁で食べることがあり ます。また、季節の野菜やきのご類と一緒に食べるの で栄養満点ですね!

「始禄」にやさしい、うどんのお話

■うどんのゆで汁を活用しよう!

うどんが「からだ」にとてもやさしい、というお話 のあとに、「地球」にもやさしいお話をひとつ。

●食器洗剤!?

うどんのゆで汁には、小麦粉のデンブンが含まれて いますが、デンブンは脂を吸収するので、ゆで汁で食 器を洗うと、脂汚れが落ちます。

●シャンプー!?

江戸時代、うどんをよく食べる習慣のある土地の女性は、うどんのゆで汁で洗髪していたそうです。 洗剤 と同じ原理で、髪についた脂や汚れをゆで汁のデンプンが吸収し、洗い落としてくれる、というわけです!

■お問い合わせ先

西東京市企画部企画政策課

住所:西東京市南町5-6-13 田無庁舎

電話: 042-464-1311 (内線1122) FAX: 042-463-9585 E-mail: kikakuliicity.nishitokyo.lg.io

2009年3月

もぎたてニュースを お届けします!



「食育推進計画」がついに完成しました!

「食育推進計画」の策定にまつわるニュース、西東京市における食育の取り組みなどをお届け しています。

1月の第5回、2月の第6回の食責推進計画策定検討会議で計画案の検討が行われました。第3 回モデル事業は、食べ物をいただく心とみんなでつくり食べる楽しさを感じる棲会になりました。

西東京市産 農産物 キャラクター "めぐみちゃん"

1. 「食育推進計画」がついに完成!!

計画の詳細について は、計画書や概要版を ご覧ください!

●市民、市民活動団体、民間事業者、市が連携して、食育を進めていきます。

計画では、これから5年間、食育の推進をどのように進めていくかを示しています。市民、市民活動団体、 民間事業者、市が連携して、食育を進めていくとともに、食は私たちの生活に密接なものであることから、市 民一人ひとりが日々の生活で「市民が取り組む食育目標」を意識することが重要です。

●将来像

織りなす 豊かな暮らしのあるまち

●基本目標

基本目標! 食の自立と健 康的な生活を 実践する取組 の推進

基本目標2

農の理解を通 じた食を大切 にする心の育

基本目標3

人と人とのつ ながりによる 広がりある食 育の推進

●市民が取り組む食育目標

食育樣因 ■毎食パランスよくみんなで楽しく食べます

- 早痩早起きで、朝食を欠かさずとっている 野菜をたっぷり、栄養のパランスをとり、よく 噛んで食べている はしの持ち方、姿勢など食事のマナーが急に付 いている 学會組 6~12歳
- ・食の安全に関心をもっている
- ■めぐみとまごころに感謝し大切に食べます 農業・調理体験があり、最と食の関係を理解している **地域で生産された野菜の購入に関心をもってい 青年期・計年期**
- 無駄や廃棄をなくし、買いすぎや作りすぎに注
- ■伝えあい、守り育てながら食べます
- 行事食や伝統食を生活に取り入れている 家庭や身近な地域で食事について相談したり、 数わる機会がある
- 家庭や身近な地域で共に食事をつくり、楽しむ 機会がある

ライフステ-

0~5歳

13~18歳

高齢期 65歳~

Service Service

■食べる意欲を育てる

- ①発達段階に振じた適切な食への対応を行う ②子どもの食への興味を育て、楽しむ
- ■食の体験を拡げ飛ぶ力をつける ①子どもが自ら振り遊り、自己の課題にきづ き健康への意欲、態度を育てる ②家族ぐるみで望ましい食皆慣を形成する
- ■食を自己管理する力を鍛える ①よりよい健康生活を自ら実践し、試行錯誤 から学ぶ

19~64歳



■食生活を確立し、見塵し、次世代に 伝える

■生活への意欲を維持し、食を楽しむ への意欲や関心を高める ②食の内容が低栄養になる事を予防する

2. 「食育」の取組~その③~:野菜たっぷり宣言

「野菜たっぷい食育宣言」って何?



かわいい野菜 のたちが「野菜 をたっぷり食べ よう!」と呼び かけるこのイラ スト、みなさん

ご覧になったことがありますか? これは、生活習慣病予防の取組 として、多摩小平保健所、西東京 市及び近隣四市による「食を通し た地域の健康づくりネットワーク 会議」が平成17年3月に行った 「野菜たっぷり食育宣言」です。

●どうして野菜がよいの?

野菜の摂取は栄養のパランスの 向上とともに、満腹感を得られる ため肥満防止、生活習慣病予防に もつながります。そこで「野菜を

たっぷり食べよう」を地域の共通 栄養改善目標として掲げました。

●ライフステージ別の取組目標

ライフステージ※ごとに次の取 組目標が立てられています。

【乳児期】野菜の味を体験する 【幼児期】野菜に興味を持つ 【学童期】野菜の働きを知る 【思春期】野菜の栄養と必要量を

知り、選んで食べる 【青年期】【壮年期】野菜料理を作 り、バランスよく食べる

【高齢期】適量を楽しんで食べる *ライフステージ:出生から、学校卒業、 就職、結婚、出産、子育て、退職などの 人生の節目によって変わる生活(ライフ サイクル) に着目した区分のこと。

●野菜たっぷりレシピを参考に!

西東京市では、より多くのみな

さんに「野菜たっぷり食育宣言」 を伝える取組をしています。

①保育園や小学校等の栄養士と連 携し、園児や生徒等に「野菜た っぷり」を働きかけています。

②子どもたちからイラストを募集 し、「野菜たっぷりカレンダー」 や「西東京版やさいたっぷりレ シピ集」を作成しています。

また多摩小平保健所の HP から 「野菜たっぷりレシピ集」を見る

こともできます。 「野菜たっぷりレシピ集」 より、キャベツとトマト も入った野菜ギョーザ



平成21年「野菜たっぷり カレンダー」に選ばれた絵 塩谷紗也子(田無小3年)

地域の取組の報告(作成中)			
4. 第5回、第6回 食育推進計画策定検討会議			
● 西東京市では、「食育推進計画策定検討会議」を開催しました。 1月14日(水)の第5回では、まに「計画(客)」と概要版(客)について検討しました。			
1月14日(水)の第5回では、主に「計画(案)」と概要版(案)について検討しました。 2月○日(○)の第6回では、主に第5回で出た意見について検討しました。			

5. 第3回モデル事業の報告 ~「食とはたけの学校」~



西東京市 食育推進計画策定 モテル事業





~食べ物を「いただく」心と、みんなでつくり、食べる楽しさを感じよう!~

●「食育推進計画」の策定に合わせて、市民の皆さんを対象としたモデル事業(計4回)を実施しています。 この度、第3回モデル事業を行いました。

日時: 平成20年12月13日(土)9:00~13:30

9:00 JA東京みらい保谷支店集合

9:10 麦畑(保谷小学校構)到着

「はたけの学校」スタート!

一麦踏みの説明

①麦踏み作業

10:15 桜井さんの畑に到着

2キャベツの収穫

③サニーレタスの収穫

徒歩で保谷中学に移動

11:05 「食の学校」

4「旬の食べ物と健康」

5キャベツたっぷりのお好み焼きをつくろう!

講師:下田美穂(西東京市市民部健康年金課成人保健係)





はたけの学校

1麦踏み作業

2キャベツの収穫 3サニーレタスの収穫

をしました!
「はまちゅうで、
では別したよ
かほこれ、大きくなっても関れ
はい大大な水ができるんだわ。

- ●西東京ではうどんなどに使われる中力粉、農林 61 号が生産されていますが、この他にもバンに使われる強力粉の生産が試されています。
- ●参加者の皆さんが、8 月の第 1 回「食とはたけの学校」で植え付けたキャベツは既に出荷シーズンが来てしまい出荷されていました。今回は、その後に植え付けられたキャベツを収穫しました。
- ●8 月種をまいたサニーレタス。この4ヶ月の間、太陽、水、大地と栄養の力でぐんぐん大きくなりました。この間、桜井さんが大切に育ててくれていたお陰ですくすくと育ちました。

3

食の学校



農耕民族である日本人は、日本の恵まれた風土や自然と調和した暮らし方を長いこと続けてきました。四季を大切にし、その時期にしか取れない野菜や果物、つまり「旬」を大切にした食べ方を身につけることで健康な生活を維持してきました。しかし、最近は地球の裏側からも食材を輸入できるようになって、ものが豊富になり、便利にはなりましたが、旬を失ってしまいました。旬とはその食べ物が一番おいしい時期でもありますが、同時にもっとも食効が高いときでもあります。季節による体調の変化や不調を助けてくれるものが旬の食べ物です。

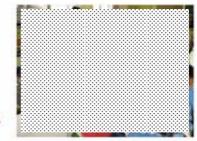


だんだん陽気が高まってきて、 ウキウキした気持ちが高揚してきます。

セロリ、緑黄色野菜、クコ、菊花茶など **全くて発汗が激しくなります。**

すいか、きゅうり、にが瓜、トマト、緑豆など 乾燥の季節です。

梨、柿、白きくらげ、ぎんなん、きのこ類など 寒**い季節なので、体も冷えやすくなります。** 山芋、黒豆、くるみ、ごま、えび、肉類など

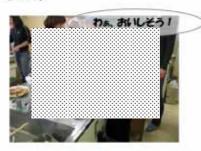


5キャベツたっぷりのお好み焼きをつくろう!

西東京市産のキャベツと小麦を使い、みなさんでお好み焼きを作って、一緒に食べました。 ふだん、何気 なくしている食事ですが、自然の恵みと、農産物を育てて下さる農家のみなさんに対して、また、毎日欠かさ す料理を作って下さる方に感謝の気持ちを持って、「いただきます。」を言いました。









材料(4人分)

めぐみちゃん小麦(140g)、卵(4個)、 粉末削り節(小さじ1杯)、水(100mL) 山芋(100g)、キャベツ(1/2個)、桜 海老(20g)、豚薄切り肉(160g)、紅 しょうが(適宜)、植物油(適宜)、花か つお(適宜)、青のり(適宜)、お好み焼 きソース(適宜)、マヨネーズ(適宜)



■お問い合わせ先

西東京市企画部企画政策課

住所:西東京市南町5-6-13 田無庁舎

電話: 042-464-1311 (内線1122) FAX: 042-463-9585 E-mail: kikaku@city.nishitokyo.lg.jp

資料3 市民まつりブース出展報告

市民まつり ブース出展報告

1.市民まつりブース出展の目的

食育に関する取組の普及・啓発 (計画策定及びモデル事業の周知)

パネル展示、ニュースレターの配布

施策への意向把握(アンケート調査)

H19年度実施アンケートと同設問につき、シール投票

2.日時・場所

平成20年11月8日(土)10時から16時及び9日(日)9時から16時いこいの森公園

- 3. 対象 西東京市民
- 4.展示内容

パネル

セルフチェック『食生活健全度をチェック しよう!』

食育とは

モデル事業 第1回報告

モデル事業 第2回報告

平成19年度実施アンケート問22のシール投票「家庭の食生活を健全で豊かにするための取組」10項目について、4択(特にしたい、ややしたい、それほどしたくない、したくない)で回答。

配布物

セルフチェック解説

西東京市食育ニュース(平成20年度10月)

の配布

うどんレシピ

その他(以下を展示)

めぐみちゃん小麦

製麺機

木製こね鉢



ブース外セルフチェック風景



ブース内アンケート回答風景

5.アンケート結果概要

平成19年度、市内の小学生の保護者を対象に食育に関するアンケート調査を行った。 市民まつりでは、幅広い年齢層の意向把握を対象に、その内の問22「【設問】家庭の 食生活を健全で豊かなものにするために、今後どのようなことをしていきたいです か。」の10項目に関するシール投票によるアンケート調査を行った。

対象:市民まつりに来場した全世代市民(回答者数:259名(設問により投票数のばらつきがあるため、最も多い数字))を年齢層別に以下のように区分した。

年齢層別回答者数

年代	回答者数	%
~17歳	21	8.1
18~39歳	69	26.7
40~64歳	92	35.5
65歳~	77	29.7
合計	259	100.0

- ・ 若年層は、来場自体が少ない。
- ・ 高齢層は、「セルフチェック」のみに参加し、投票しないケースも見られた。

項目

栄養に関する知識を増やす 安全な食べ物に関する知識を増やす 食品の表示を確認して購入 テレビや雑誌・本を見て料理を覚える 料理教室への参加

食事を通したコミュニケーションの確保 農作業など生産活動への参加 産地見学会、工場見学への参加 季節ごとの行事食や地域ならではの料理 を大切にする 料理教室の講師や手伝いなど食に関する ボランティア活動への参加

年齢層別の特徴

- ・「~17歳」は、栄養・安全の知識より、参加・体験による知識の習得に関心が強い。
- ・「18~39歳」は、子育て世代にも相当し、食や家族団らんへの関心が高いと考えられる。
- ・「40~64歳」は、参加・体験より健康への関心が強いと考えられる。
- ・「65歳~」は、健康への関心の他、文化の継承について関心が強い。

資料4 団体ヒアリング結果概要

1.実施概要

1)ヒアリングの目的

市内には、貴団体・組織の活動をはじめ、食育に関連した多様な取組が蓄積されている。 今回の計画策定にあたり、市民および各種団体の多様な取組を改めて把握・分析し、食を 通した市民のあるべき姿を検討する資料とすることを目的として、ヒアリングを実施した。

2)対象団体

	分野	団体名等	備考
1	医療	西東京市歯科医師会	
2	医療	西東京市医師会	
3	福祉	企業組合ワーカーズ・コレクティブ結女	代表理事
4	福祉	望星田無クリニック	訪問栄養指導室
5	食品関連事業者	LIVIN田無店	店長
6	食品関連事業者	西東京商工会	事務局長
7	市民活動団体	西東京市地産地育会	
8	市民活動団体	保谷縁農サークル	代表
9	農業者	体験農園トミー倶楽部	園主
10	医療	シチズンホールディングス株式会社	診療所
11	市民活動団体	ワーカーズ・コレクティブちろりん村	代表
12	有識者等	東京大学大学院農業生命科学研究科付属農場 (東大農場)	
13	農業者	西東京市農業委員会	会長
14	教育	市立栄小学校	学校長、栄養士
15	子育て	市立保育園栄養士会	管理栄養士

3) 実施方法

期間:平成20年9~11月にかけて実施

方法:事前に企画調整課からヒアリングを依頼。ファックスで調査票を送付し、記載内

容に基づいて、ヒアリングを行った。

4)ヒアリング質問票

西東京市食育推進計画 食育に関する質問票

ご記入日 月 日

- 1.基礎情報
- 1)貴団体名とご記入いただいた方のお名前
- 2.食育に関する活動の現状について
- 1)いつ、どのようなことがきっかけとなって、活動が始まりましたか。
- 2)現在の活動の概要(内容、メンバー数、活動頻度、利用者数等)を教えてください。 また、活動の概要が分かるパンフレット等の資料があればご提供をお願いします。
- 3.食育に関する活動へのニーズについて
- 1)食育に関する活動に対する、利用者のニーズとその変化を教えてください。またニーズの変化により、どのように活動が変化してきましたか。
- 2)1)のニーズに応える上で、現在の活動状況(活動の実施者数や質、活動の受け手の数、活動の頻度や質)について良いと思うこと、課題だと思うことは何ですか。

【良いと思うこと】

【良いと思うことのうち、さらに拡大したいこと(質を高める・対象を広げるなど)】

【課題だと思うこと】

【課題だと思うことのうち、特に改善・解決したいこと(質を高める・対象を広げるなど)】

4 . 活動をする上での課題、及び解決の方向性について

現在活動する中で、組織として課題となっていることはありますか。また解決のために、今後どのような取組みを行うことを考えていますか。

【課題となっていること】

【課題の解決のため、今後取り組みたいこと】

5 . 活動に必要な協力・支援について

今後も活動を行っていく上で、例えば市民、団体、事業者、行政などとの間に、それぞれどのような協力・支援が必要か、お考えがあればお聞かせください。

ご協力、ありがとうございました。

5) ヒアリング結果概要(作成中)

(1/4)

	1	2	3	4
団体名等	西東京市歯科医師会	西東京市医師会	企業組合ワーカーズ・ コレクティブ結女	望星田無クリニック
1.活動概要 (目的·対象· 内容)				
2.食育に関す る活動ニーズ				
3.活動の課題				
4.課題解決の 方向性				
5. 必要な協力や支援 高に 本				

(2/4)

	5	6	7	8
団体名等	LIVIN田無店	西東京商工会	西東京市地産地育会	保谷縁農サークル
1.活動概要 (目的·対象· 内容)				
2.食育に関する活動ニーズ				
3.活動の課題				
4.課題解決の 方向性				
5. 必要な協力や支援 市団事行 計の 民体業政 画意				

(3/4)

	9	10	11	12
団体名等	体験機関トミー倶楽部	シチズンホールディン ゲス株式会社	ワーカーズ・コレクティブ ちろりん村	東大農場
1.活動概要 (目的·対象· 内容)				
2.食育に関す る活動ニーズ				
3.活動の課題				
4.課題解決の 方向性				
5. 必要な協力や支援 画意 へ見				

	9	10	11	12

(4/4)

	13	14	15
団体名等	西東京市農業委員会	市立栄小学校	市立保育園栄養士会
1.活動概要 (目的·対象· 内容)			
2.食育に関す る活動ニーズ			
3.活動の課題			
4.課題解決の 方向性			
5. 必要な協力や支援 画意 へ見			

資料 5 用語解説

五十音順

【え】

エコファーマー

たい肥等による土づくり技術、 化学肥料低減技術、 化学農薬低減技術の3つの技術を一体的に用いて、環境に優しい農業を実践する栽培計画を策定し、この計画が知事に認定された農業者を言う。

NPO(えぬぴーおー)

"Non-Profit Organization"の略称で、営利を目的としない民間の組織や団体のこと。 平成10年12月、特定非営利活動を行う団体への法人格付与等により、市民の社会貢献活動の発展を目指す特定非営利活動促進法が施行された。

エプロンシアター

エプロンシアターとは、中谷真弓氏(乳幼児教育研究所理事・講師)1979年に考案した、ポケットやマジックテープなど、さまざまな仕掛けがついた胸当て式のエプロンを劇場に見立て、人形を使って、話しを展開する「表現遊び教材」のこと。

【か】

家族農園

市民が自らの手で野菜づくりに取り組め、農作物を収穫する喜びと農業に対する理解を深め、健康的で豊かな生活を送れるよう西東京市内に設置されている農園3種類(他は市民農園、体験農園)の1形態である。家族農園は、市民が農園主に年間1万4千4百円程度の利用料を支払い、利用するシステムである。

[]

子ども家庭支援センター

一人ひとりはかけがえのない大切な存在であることを踏まえ、「人と出会い、育ちあい、 支えあう子育て支援」をコンセプトに、子ども家庭相談や子育て広場等の施設開放、子育 て講座の開催などをおこない、子どもと子育て家庭を支援しています。

[U]

市民農園

市民が自らの手で野菜づくりに取り組めるよう西東京市内に設置されている農園3種類の 1形態である。市民農園は、市が市民から負担金(年間1,500円)を取り、市が管理する 畑を貸し出す。植え付ける作物や作業等は借り手に任されている。

食育

さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践 することができる人間を育てること。(出典:内閣府「みんなの食育ガイド」)

食育基本法

食育を国民運動として推進するため、食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成17 年6 月に成立し、同年7 月15 日から施行されている。(出典:内閣府「みんなの食育ガイド」)

食育推進基本計画

食育基本法に基づき平成18年3月に策定された。5年間(平成18年度から22年度)の計画である。食育についての施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を国民運動として展開するための基本的な方針、具体的な目標値、食育月間(毎年6月)、食育の日(毎月19日)などを盛り込んでいる。(出典:内閣府「みんなの食育ガイド」)

食事バランスガイド

望ましい食生活についてのメッセージを示した「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるものとして、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安を分かりやすくイラストで示したもの。厚生労働省と農林水産省により平成17年6月に決定された。(出典:厚生労働省「食育バランスガイド」ホームページ)

食生活指針

近年、我が国の食生活は、海外からの食料輸入の増大に加え、食の外部化や生活様式の多様化が進展し、飽食とも言われるほど豊かなものになっている中で、脂質の摂り過ぎ等の栄養バランスの偏りや、食料資源の浪費等の諸問題が顕在化しています。

このような状況を踏まえ、農林水産省においては、平成12年3月、当時の厚生省、文部省と共同して10項目からなる食生活指針を策定し、閣議決定されました。

食生活指針の10項目の内容は、「食事を楽しみましょう。」、「1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。」、「主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」、「ごはんなどの穀類をしっかりと。」、「野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて。」、「食塩や脂肪は控え目に。」、「訂正体重を知り、日々の活動に見合った食事量を。」、「食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も。」、「調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく。」、「自分の食生活を見直してみましょう。」から成り立ちます。(出典:農林水産省ホームページ)

食料自給率

国民が消費する食糧を国内生産でどれくらい賄っているかを示す指標。通常は国民1人が1日に獲る国産食料の熱量(カロリー)を、外国産も含めた全体の熱量で割って計算する。

穀物自給率は世界で124番目、経済協力開発機構加盟30カ国の国中27番目の低水準。

【せ】

生活習慣病

「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病群」のこと。脂質異常症、高血圧、糖尿病を含めた代表的な生活習慣病としては、肥満、痛風(高尿酸血症)、循環器疾患、肝臓疾患、がん、骨粗しょう症、歯周病等がある。生活習慣の積み重ねに加え、外部環境や遺伝的素因、加齢の要因が重なり合って起こる病気だが、生活習慣の改善によりさまざまな病気の発症や進行を予防することができる。

【そ】

咀嚼(そしゃく)

口の中で食べものをよく噛み砕き、唾液を分泌させて食物とよく混ぜ合わせ、飲みこみやすい大きさ・かたさにし、嚥下(飲み込む)するまでの一連の動作。

【ち】

地域子育て支援センター

市内3ヶ所の保育園(なかまち保育園、ひがし保育園、けやき保育園)の一部(園庭、部屋)が親子や妊婦さんに開放され、その中で子育てに関する講座や親子で楽しむ行事や、看護士・栄養士・保育士による子育て相談などが行われています。

地産地消

地域で生産された食料(農林水産物)を地域で消費しようとすること。フードマイレージの考え方からすれば、できるだけ産地に近いところで消費することが環境への負荷が小さいと言える。

【と】

特定健康診查

糖尿病等の生活習慣病に主眼を置いた健診で、生活習慣病のリスクを増幅するメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診内容となっています。腹囲の計測や血液検査に加え、喫煙や食習慣など普段の生活習慣をお伺いするなど、とりわけメタボリックシンドロームの該当者・予備群を早期に発見し、生活習慣改善のための保健指導を行い、減少させるための健診です。

特定保健指導

特定健康診査の結果から、メタボリックシンドロームまたは予備群と判定された方は、放っておくと生活習慣病が進行していく可能性があります。「動機づけ支援」「積極的支援」など健診の判定の段階にあわせて、個人もしくはグループによる保健指導を1回~数

回受けて、生活習慣の見直しを考えていきます。

保健指導の対象となった方は、食事や運動など今の生活習慣をどのように変えたら肥満を 解消できるかを保健師、管理栄養士などの保健指導実施者と一緒に考え、ご自身で目標を 立て、実践できる健康づくりに取り組んでいきます。

特別栽培認定者

平成15年5月に国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」が大幅に改正され、東京都の認証制度の名称も「東京都特別栽培農産物認証制度」に変更した。東京都の認証制度は、都内で生産された農産物のうち、農薬と化学肥料をともに5割以上削減した「特別栽培農産物」を認証する制度であり、これにより、有機農業の拡大と特別栽培農産物の信頼性の向上、消費者の商品選択の目安を提供することなどを目的としている。同認証基準をクリアした農家を「特別栽培認証者」と呼ぶ。(出典:東京都産業労働局農林水産部ホームページ)

[O]

農業体験農園

市民が自らの手で野菜づくりに取り組めるよう西東京市内に設置されている農園3種類の 1形態である。農業体験農園では、農園主が作成した作付け計画によって作業が進められ、 市民は年間4万円程度の利用料(農産物代金)を支払う。この中には、指導料、資材使用 料、種・苗代など全て含まれている。

【は】

パネルシアター

パネル布を貼った舞台に絵(または文字)を貼ったり外したりして展開する、おはなし、歌あそび、ゲームをはじめとする教育法、表現法である。1973年に古宇田亮順によって 創案されて以来、保育・教育現場を中心に、実演が広まった。

【ひ】

BMI(びーえむあい)

"Body Mass Index"の略称で、「体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)」で算出される体格指数のことで、肥満度を測るための国際的な指標。18.5 未満なら「やせ」、25 以上を「肥満」としている。

[31]

フードマイレージ

国別の食料輸入量×輸送距離で示される値のこと。この値が小さいほど、食料の輸送にエネルギーを使わず、環境への負荷が小さいことを表している。

$[\land]$

ヘルスプロモーション

世界保健機関(WHO)が、1986年11月にカナダのオタワ市で開催した会議で採択した「オタワ憲章」で提唱されている21世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されています。人々がより高いQOLを目指し、ライフスタイルを自ら積極的に改善し、地域社会と協働していきいきと生活し、自己実現し、それを社会も互いに支援していくという視点や理念に基づいたものです。

【ほ】

保育所における食育に関する指針

子どもの栄養改善と食を通じた心の健全育成のために、保育所における食育の内容、配慮事項、食育の計画作成・評価方法等、保育所における食育のあり方に関する検討内容が「楽しく食べる子どもに~保育所における食育に関する指針~」報告書としてとりまとめられた(平成15 年度児童環境づくり等総合調査研究事業)。平成16 年3 月に厚生労働省より公表。

【め】

メタボリックシンドローム (Metabolic Syndrome)

内臓脂肪症候群。内臓に脂肪が蓄積した肥満(内臓脂肪型肥満)により、肥満症や高血圧、 脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病が引き起こされやすくなった状態のこと。

[5]

ライフステージ

出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職などの人生の節目によって変わる 生活(ライフサイクル)に着目した区分のこと。

リスクコミュニケーション

化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等のすべての者が共有 しつつ、相互に意思疎通を図ること。

資料 6 食育基本法

食育基本法(平成十七年 法律 第六十三号) 平成17年6月10日制定

前文

第一章 総則(第一条 第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条 第十八条)

第三章 基本的施策 (第十九条 第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条 第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって 羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮 らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、 改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる 人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものである が、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と 身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に

関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献) 第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の 生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料 の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、 推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、 食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理 解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなけれ ばならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画 を作成するものとする。

- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項

- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に 報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画 (以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進 し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における 食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、 医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品 関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の

実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)
- 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及び その実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画(食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第十六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」を「 食育推進会議 食育基本法 少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」 に改める。